

品種登録の手引き

農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室
令和7年4月1日版

目次

ページ

種苗法改正について	1
1. はじめに	4
1-1 出願する前に準備すべきこと	4
1-2 願書等の入手方法	5
1-3 願書等の様式、提出方法	6
1-4 お問合せ、提出先	8
2. 品種登録の流れ	9
3. 出願編	10
3-1 願書作成	10
出願料	10
日付	10
願書を提出する者	10
出願者	10
代理人	12
文書送付先	12
農林水産植物の種類	13
出願品種の名称	13
出願品種の育成者	13
外国での出願	15
優先権の主張	15
本品種の種苗又は収穫物を業として譲渡した履歴	15
外国の審査当局における特性審査の実施状況	16
出願品種の形質及び出願者が保持していると思料する出願品種の特性	16
他法律の規定による出願料の特例規定の適用	16
種苗法第21条の2第1項の規定による届出に関する情報	16
宣誓	16
願書別紙	17
（別添様式）品種登録願を補足する情報	18
提出物件及び添付書面の目録	21
3-2 説明書作成	24
農林水産植物の種類	24
出願品種の栽培技術及び生育状況に関する問合せ先	24
出願品種の名称	24
出願品種の育成及び繁殖の方法	24
出願品種の形質及び特性	25
類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性	25
品種審査において参考となり得る追加情報	29
栽培の承認	29
審査用種苗に関する情報	29
出願品種の栽培状況に関する情報	31
3-3 写真	32

3-4 出願品種の名称について	35
3-5 願書添付書類様式集	40
3-5-1 委任状	40
3-5-2 譲渡証明書	42
3-5-3 現地調査票（果樹）	44
3-5-4 ラン類の出願品種の GREX 登録に関する情報	46
3-5-5 出願品種種子送付書（任意提出用）	47
4. 出願受理～品種登録編	49
4-1 受理通知	49
4-2 補正	50
4-2-1 自主出願補正書	51
4-2-2 出願補正書	52
4-3 却下	54
4-4 取下げ	55
4-4-1 出願取下書	55
4-5 品種名称の変更	56
4-6 出願公表	56
4-7 拒絶	57
4-7-1 意見書	58
4-8 出願者の名義等の変更	59
4-8-1 特定承継による出願者の名義変更届出書	60
4-8-2 一般承継による出願者の名義変更届出書	61
4-8-3 出願者の住所変更届出書	62
4-8-4 出願者の氏名又は名称変更届出書	63
4-8-5 代理人の変更届出書	64
4-8-6 代理人の解任（辞任）通知書	65
4-8-7 代理人の住所変更届出書	66
4-8-8 代理人の氏名又は名称変更届出書	67
4-8-9 文書送付先の変更届出書	68
4-9 審査手数料～特性審査	69
審査手数料納付の流れ	69
1 審査手数料の概要	70
2 栽培試験手数料について	71
3 現地調査手数料について	74
4 審査手数料の納付手続	76
4-9-1 審査手数料納付書	77
4-10 品種登録前の審査特性の通知（訂正請求）	78
4-10-1 訂正請求書	79
4-11 品種登録	80
5. 品種登録後の手続	81
5-1 登録料納付	81
5-1-1 品種登録料納付書	82
5-2 育成者権の移転等の登録	83

5-2-1 育成者権の移転登録申請書	86
5-2-2 育成者権の譲渡証明書	87
5-2-3 専用利用権設定登録申請書	88
5-3 品種登録の取消しと育成者権の消滅	89
5-4 品種登録後の代理人等の変更	89
6. 品種登録に関する証明等の請求	90
品種登録出願に関する証明の請求書	91
登録品種に関する証明の請求書	92
品種登録簿の謄本交付請求書	93
願書の閲覧・謄写請求書	94
品種登録簿の閲覧・謄写請求書	95

－種苗法改正について－

種苗法の一部を改正する法律は令和2年12月2日に成立し、同9日に公布されました。
令和3年4月1日と令和4年4月1日に分けて施行されています。

品種登録手続に係る改正事項は以下のとおりです。

様式等は品種登録ホームページ等から必ず最新版のものを入手して御使用ください。

R4.4.1 改正

審査手数料の導入

栽培試験 93,000 円～
現地調査 45,000 円～
→詳細は 69 頁へ

訂正制度の導入

品種登録に先立ち、特性表の内容
を出願者に通知し、特性表の訂正
請求の機会が設けられます

出願料及び登録料の見直し

出願料 14,000 円
登録料 1～9 年目 4,500 円
10 年目以降 30,000 円

※登録料の見直しは出願日が令和4年4月1日以
降である品種に適用されます。

特性表の活用

品種登録時に作成する特性表により、品
種の区別性を推定する規定を創設し、権
利侵害立証の容易化が図られます

品種登録願・説明書
などの様式が新しく
なります

種子・種菌提出方法の変更
提出が必要な場合は資料提
出命令により通知されます

判定制度の創設
別冊「判定制度の手引き」
をご覧ください

R3.4.1 改正

利用制限の届出

出願品種の保護が図られないおそれがある国への種苗の流出を防止し
ようとする場合又は出願品種の産地を形成しようとする場合には、出願時に、
出願品種の利用を一部制限する旨の届出書を提出することにより、種苗等
が譲渡された場合であっても、指定した国以外への種苗等の輸出行為又は
指定した地域以外での収穫物を生産する行為について育成者権
の行使が可能となります。

なお、利用制限をしない場合には届出の必要はありません。

詳しくは、別冊「[利用制限届出の手引き](#)」を御覧ください。



在外出願者の国内代理人
の必置義務化

職務育成規定の見直し

品種登録願様式の
改正

令和４年４月１日以降の出願手続

種苗法の一部を改正する法律の施行に伴い、品種登録手続は令和４年４月１日から次のとおりとなりましたので御留意ください。

なお、出願に係る手続（下記１～５）は出願日が令和４年４月１日以降の品種(※)が対象となっています。（※出願日とは農林水産省において願書を受理した日付が基準となります。）

また、訂正請求制度（下記６）は品種登録日が令和４年４月１日以降の品種が対象となります。

１ 品種登録願・説明書が新様式になりました

令和４年４月１日以降の品種登録出願は、**品種登録願・説明書が新しい様式**となりました。新様式は品種登録ホームページに掲載しています。

２ 出願料・登録料が変更となりました

令和４年４月１日以降の品種登録出願は**出願料 ４,０００円**となり、また品種登録後の登録料についても変更しています（１～９年目は、４,５００円／年、１０年目以降は、３０,０００円／年）。

なお、令和４年３月３１日以前に出願された品種は改正前の登録料が適用されます。

３ 審査手数料の納付が必要となりました

令和４年４月１日以降の出願品種は**現地調査又は栽培試験に係る審査手数料が必要**となります。審査手数料の納付通知は、出願公表後、審査実施の通知と同時に又は通知の後に送付されます。**納付通知で指定された期限内（通知の送付から３０日以内）に指定された方法での納付**となります。審査手数料の額・納付方法等の詳細は 69 頁を御覧ください。

４ 品種登録願・説明書に記載する出願品種の特性について

品種登録審査に用いる重要な形質は必須形質（必ず調査を行う形質）と選択形質（出願者が求めた場合にのみ調査する形質）に分けて審査を実施します。

令和４年４月１日以降の出願品種は、出願品種の特性のうち**必須形質は原則全て記載**してください。**選択形質は出願者御自身が審査を希望する場合のみ記載**してください。

植物種類毎の必須形質・選択形質、特性を記載するための特性表は、品種登録ホームページに掲載しています。

5 種子・種菌の提出方法が変更となりました

これまでは種子・種菌は出願時に一律の提出としていましたが、令和4年4月1日以降の出願品種は、種子・種菌についても苗と同様に栽培試験を行う場合に限り資料提出命令により提出していただきます（現地調査の場合は提出を求めません）。なお、これまで、通常栽培試験を行っていた植物種類について、引き続き任意で出願時に種苗管理センターへ種子を送付いただくことも可能です。植物種類については、知的財産課種苗室に御相談ください。

6 品種登録に先立ち審査特性を通知します（訂正制度の新設）

令和4年4月1日以降の品種登録については、品種登録に先立ち、審査で確認された特性の内容（審査特性）を出願者に通知し、品種登録時には、審査特性を品種登録ホームページで公表します。

通知に記載された期限内（通知の送付日から30日以内）であれば、出願者は審査特性の訂正を求めることができます（※令和4年3月31日以前に出願された品種も対象となります。）。訂正請求ができるのは、出願時に品種登録願に記載した特性の訂正のみで、特性を裏付ける資料の提出が必要となるほか、再調査を行う場合は審査時と同様に現地調査や栽培試験の手数料が必要となります。訂正請求の手続については、78頁を御参照ください。

1. はじめに

1-1. 出願する前に準備すべきこと

あらかじめ入手しておきましょう！

品種登録願（願書）
説明書、特性表
種類別審査基準

出願にあたっては、

自らが選択した類似品種との比較栽培試験
データの収集・整理
写真の撮影
種子の採取

…など、十分な準備が必要です

品種登録願（以下、「願書」といいます。）に添付する「説明書」には、出願品種の育成及び繁殖の方法、出願品種の特性等を整理して記載する必要があります。また、区別性等の審査に用いられる形質や特性の評価の方法については、植物の種類により異なります。

過去に審査実績がある植物の種類は、品種登録ホームページに「種類別審査基準」（特性評価の方法）が掲載されていますので、これに従って出願予定の品種の特性を調査してください。

農林水産省で種類別審査基準（特性評価の方法）が作成されていない植物の種類に属する品種を出願しようとする場合には、知的財産課種苗室に事前に相談をいただいた上で説明書の「5. 出願品種の形質及び特性」を作成してください。

品種登録の要件

①区別性

品種登録出願前に国内外の公然知られた他の品種と重要な形質に係る特性の全部又は一部により明確に区別できること

②均一性

同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが重要な形質に係る特性において十分類似していること

③安定性

繰り返し繁殖させた後においても重要な形質に係る特性の全部が変化しないこと

重要な形質に関する要件以外のものとして、④未譲渡性（日本国内において出願日から1年遡った日（外国においては、日本での出願日から4年（果樹等の永年性植物は6年）遡った日）より前に出願品種の種苗や収穫物を業として譲渡していないこと）、⑤名称の適切性（品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと等）も必要。

1-2.願書等の入手方法

願書、説明書、利用制限届出書等の様式や種類別審査基準、特性表などは、以下の①又は②の方法で入手できます。

- ① 品種登録ホームページの「様式一覧」「審査基準・特性表」をクリックして表示されるページから様式をダウンロード



- ② 郵送による資料請求

請求の際に、以下のア及びイを同封して知的財産課種苗室登録管理班宛に送付してください。なお、種類別審査基準（特性評価の方法）は、過去に審査実績のない植物種類などで未作成の場合がありますので、請求前に知的財産課種苗室に御確認ください。

ア 請求する資料の種類及び請求者を記載した書面

様式の指定はなく、メモ書きで問題ありません。
以下の事項を記載してください。

- 請求者
 - 氏名
 - 住所
 - 所属（法人等の場合）
 - 電話番号
- 出願を希望する農林水産植物の種類
- 請求する資料の種類
 - 例：願書、説明書、利用制限届出書
 - 種類別審査基準（バラ属）

種類別審査基準を請求する場合には、植物の種類をできるだけ詳しく（属名や種名まで）記載してください。

イ 返信用の封筒

A 4 版（願書等のサイズ）の書類が入る大きさの封筒に宛先を記入し切手を貼ってください。

なお、種類別審査基準は、植物によって重さが異なります。送付いただいた切手の金額以上の重さになる場合もあり、そのような場合は返信できないこともありますので、事前にお問合せの上請求してください。

郵便料金の目安（令和 6 年 10 月現在）

<例 1> 320 円

品種登録願（願書）＋説明書＋利用制限届出書
＋種類別審査基準

<例 2> 510 円

願書＋説明書＋利用制限届出書＋種類別審査基準
＋品種登録の手引き＋利用制限届出の手引き

ウ 宛て先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室登録管理班

1-3. 願書等の様式、提出方法

令和4年4月1日から、願書・説明書などの様式が新しくなりました。

願書及び説明書などの様式が種苗法施行規則等の改正により新しくなっています。出願する際は品種登録ホームページ等で最新の様式を入手の上、提出してください。（旧様式で提出された場合、農林水産大臣による補正命令が出されます。）

用紙の仕様

- ・ A4 サイズ縦
- ・ 用紙は文字が透き通らない白色
- ・ 片面印刷
- ・ 余白は用紙の上下左右それぞれ 20mm 以上 30mm 以内とる

【不適切な例】

- ・ 電磁的記録媒体（USB メモリ等）での提出
- ・ 感熱紙の使用

印字の仕様

- ・ パソコン等で作成する場合は 10 ポイント以上 14 ポイント未満の読みやすいフォントで作成し、黒色のインクのみで出力されている
- ・ 手書きで作成する場合は黒色のボールペンで記入されている
- ・ 全ての文字が明瞭に記載されている

【不適切な例】

- ・ 鉛筆書き又は容易に消すことが可能なインクが使用されている
- ・ 不明瞭な文字が使用されている

（留意点）

- 願書や説明書等の書面は、農林水産植物の種類の学名を除き、日本語で作成してください（出願者及び育成者の氏名・名称、住所・居所、出願品種の名称は、ローマ字で記入することも可能です）。
- 委任状、譲渡証明書等の証明書類で外国語で書かれたものについては、日本語の翻訳文を添付してください。
- 1つの出願品種に対して1件の品種登録が行われますので、品種登録出願は1つの品種ごとに1件の出願を行う必要があります。したがって、2つ以上の品種を1件にまとめて出願することはできません。
- 願書や説明書等は正確に記載してください。願書や説明書に虚偽の記載をするなど詐欺の行為により登録要件を満たさない品種について品種登録を受けた者は、品種登録が取り消されるだけでなく、種苗法第 68 条の規定により 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金（法人の場合は 1 億円以下の罰金）が科せられることもあります。
- 品種登録出願の年月日は、郵送や窓口で提出された場合は農林水産省で接受した日、電子出願の場合は、品種登録出願システムでの電子出願処理が完了した日となります。

提出方法

以下①～③のいずれかの方法により願書等の提出が可能です。

- ① 品種登録出願システムによる電子出願
- ② 一般書留又は簡易書留による郵送（郵便事故防止のため、普通郵便は避けてください）
- ③ 農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室品種登録受付窓口への直接持参（庁舎入口にて手続が必要）

品種登録関係手続における押印の取扱いについて

押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第83号）が令和2年12月21日に施行され、種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）及び品種登録規則（平成10年農林水産省令第86号）が改正されたことに伴い、品種登録関係手続における押印の取扱いを見直しました。

この改正により、品種登録願（願書）、申請書、届出書、品種登録料納付書等の各種申請書面における署名又は押印は一部が不要となり、当省から送付する通知文や品種登録証についても大臣印等が省略されます。ただし、押印のある願書や申請書等を提出いただいても手続上何ら問題はありません。また、押印が不要となった手続についても、必要に応じて押印以外の手段で本人確認を求める場合がありますので、御理解願います。

改正後の様式は品種登録ホームページ内「様式一覧」に掲載しておりますので御確認ください。

なお、委任状や譲渡証明書等、従来から印鑑登録証明書の添付を求めている書面については引き続き署名又は押印が必要となります。

御不明な点がございましたら、知的財産課種苗室へお問合せください。

【押印又は署名が不要となる書面の一例】

品種登録願、名称変更届出書、意見書、出願取下書、品種登録料納付書、
育成者権の移転申請書、文書送付先変更届出書 他

【押印又は署名が必要な書面の一例】

委任状、譲渡証明書、遺産分割協議書 他

1-4.お問合せ、提出先

・品種登録出願に関するお問合せ ・品種登録出願の受付 ・登録料の納付、育成者権の移転 ・品種登録に関する証明等の請求 ・現地調査手数料（農林水産省審査官実施分）の納付 ・訂正請求	農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室登録管理班 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03-6738-6471 （窓口での受付は平日10時～17時です。）
品種登録出願システムID・パスワード発行	農林水産省輸出・国際局総務課システム班 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03-6744-0497 （窓口での受付は平日10時～17時です。）
・種子の送付 ・栽培試験手数料、現地調査手数料（種苗管理センター職員実施分）納付	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 種苗管理センター 試験・検査部特性調査管理課 〒305-0852 茨城県つくば市藤本2-2 電話：029-838-6584

<品種登録ホームページ URL>

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu>

品種登録

検索



当ホームページでは、各様式や種類別審査基準の入手、品種検索データベースの閲覧、品種登録出願システムの利用などが可能です。

～品種登録出願システムの御案内～

願書の提出、登録後の登録料の納付などに御利用いただけます。

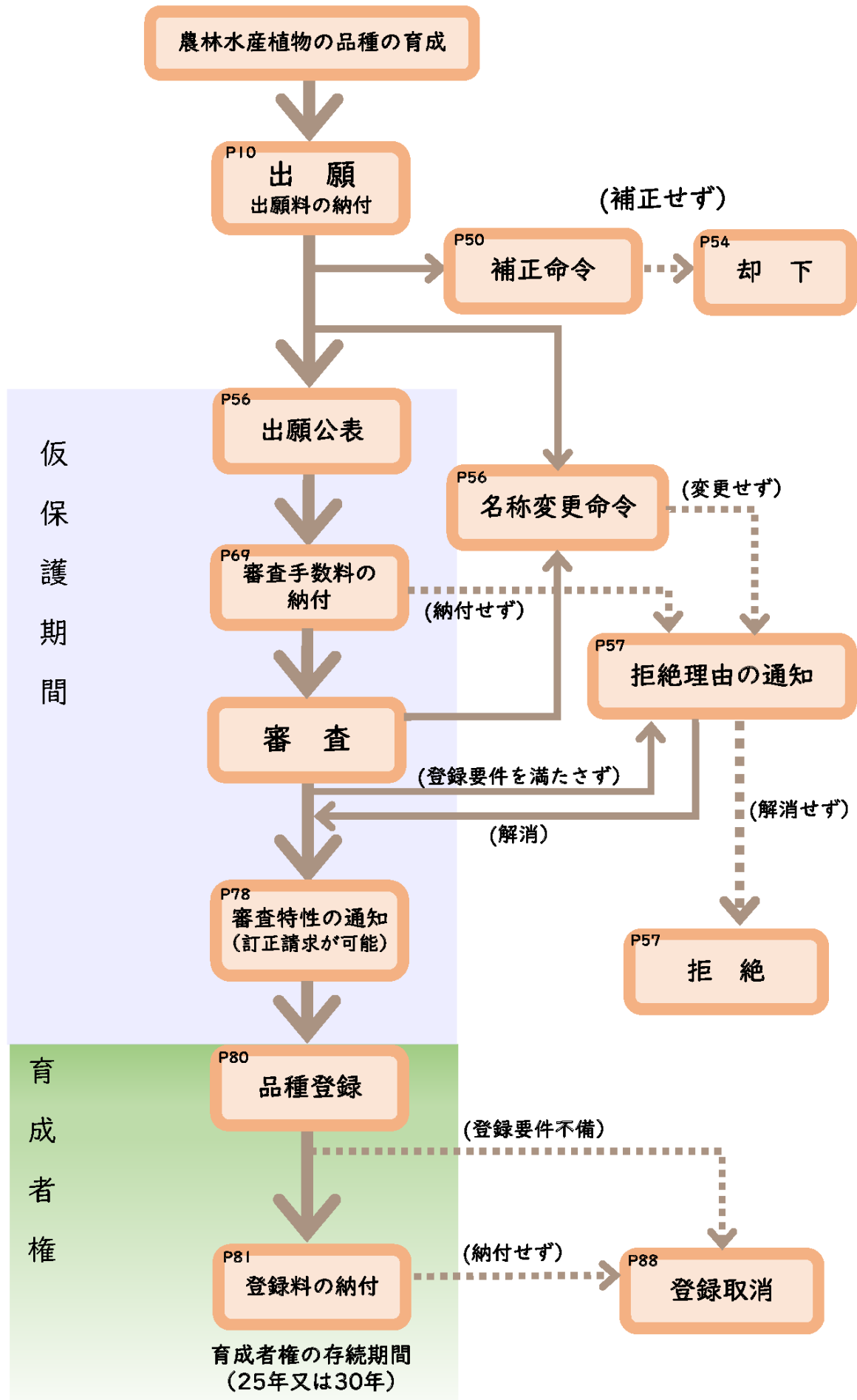
御利用にあたっては専用のID・パスワードが必要です。ID・パスワードの発行申請様式や操作マニュアルを品種登録ホームページに掲載しています。

こんなメリットがあります

一度作成した願書情報を利用して新たな願書の作成が可能です。
出願料・登録料・現地調査手数料（農林水産省の審査官が現地調査対応分のみ）の納付にPay-easyが利用できます。
登録料は収入印紙納付から電子納付に変更ができます。納付状況の確認が可能になります。

是非御検討ください。

2. 品種登録の流れ



3. 出願編

3-1. 願書作成

ここからは、様式に沿って品種登録願（願書）の各項目の解説をしています。参考にしながら願書の作成をしてください。なお、作成した願書等は、手続後に確認が必要になる場合があるので、必ずコピーを保管してください。

別記
様式第一号（第五条関係）

ここに収入印紙をちょう付してください。
収入印紙は、消印や汚損等しないでください。

（ちょう付した収入印紙の額 円）

品 種 登 録 願

農林水産大臣 殿

年 月 日

種苗法第5条第1項の規定に基づき、次のとおり出願します。

（この願書を提出する者）
☐出願者 ☐代理人（品種登録管理人を含む。以下同じ）（1. (3)に記載）

1. 出願者

(1) 住所又は居所並びに氏名又は名称

フリガナ
住所又は居所：（〒_____）_____

フリガナ
氏名又は名称：_____

（ローマ字表記）：_____

（注）法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名：_____

電話番号：_____

FAX 番号：_____

E-mail アドレス：_____

☐上記の他に出願者はいない。 ※どちらかに必ず✓を記載

☐上記の他に出願者がいる。（出願者が複数ある場合には、2人目からは別紙に同じ欄を人数分けて全員記載すること。）

出願料

出願料分の収入印紙をちょう付し、額を記載してください。
出願料は **14,000 円**です。

収入印紙へは絶対に消印等しないでください。

日付

願書の提出日（郵送の場合は発送日）を記載してください。

願書を提出する者

☐出願者か☐代理人のどちらかの□に✓を記載してください。

出願者

出願者の情報を記載してください。→次頁【出願者欄の補足等】を参照

共同出願者がいる場合
願書別紙を用意し、出願者数分の情報を記載してください。（17 頁へ）

出願者欄の補足等

ア 出願者が日本国内に住所又は居所を有する場合

住民票や商業登記簿等の公簿上の表記どおり正確に記載し、フリガナ欄には読み方をカタカナで記載してください。

イ 住所又は居所が外国にある場合

① 住民票及び商業登記簿等の公簿が英語で記載されている場合

公簿の表記どおり英語で記載してください。（フリガナ欄は記入不要です。）

② 住民票及び商業登記簿等の公簿が英語以外で記載されている場合

住所及び居所をローマ字で記載するようにしてください。

なお、上記のいずれの場合においても、P.O.BOX、Private bag 等の私書箱の類は、出願者の住所又は居所としては認められませんので注意してください。

ウ 氏名又は名称は、住民票、商業登記簿等の公簿上の表記どおりに記載し、フリガナ欄に漢字の読み方を記載してください。また、法人の場合におけるローマ字表記欄には、法人の定款等で定められた英語名称又は通常使用している英語名称を記載してください。

エ FAX 番号、E-mail アドレスの記入欄を設けています。FAX 番号、E-mail アドレスをお持ちの場合は、極力記入してください（代理人、文書送付先についても同様です。）。

オ 外国人の氏名又は外国法人の名称については、上記ウと同様にローマ字で記載してください（フリガナ、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス欄は記入不要です。）。

(2) 出願者の国籍：_____
(出願者が外国の設立準拠法に基づいて設立された法人の場合には、その国名を記載すること。)

出願者の国籍
国籍が日本の場合でも記載が必要です。

(3) 代理人（代理人による出願の場合のみ記載すること）
フリガナ
住所又は居所：（〒_____）_____

フリガナ
氏名又は名称：_____
(ローマ字表記)：_____
(注) 法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名：_____

電話番号：_____

FAX 番号：_____

E-mail アドレス：_____

☐ 上記の他に代理人はいない。
☐ 上記の他に代理人がいる。（代理人が複数ある場合には、2 人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。）

代理人
代理人による出願の場合は、代理人の情報を住民票、商業登記簿等の公簿上の表記どおりに記載してください。
代理人が複数であるときは、2 人目からは願書別紙に記載してください。（17 頁へ）

代理権を証明する委任状等の書面を添付してください。

2. 文書送付先（国内の住所等）
(1) 住所又は居所：（〒_____）_____

あて名：_____

電話番号：_____

FAX 番号：（1. (1) 又は (3) と同一である場合は省略可。）_____

E-mail アドレス：（1. (1) 又は (3) と同一である場合は省略可。）_____

(2) 上記 (1) の住所又は居所は、次の者のものである。
☐ 出願者の 1 人 ☐ 代理人 ☐ 業務用住所（非居住者の場合など）
※いずれかに必ず✓を記載

文書送付先
農林水産省からの文書や各種連絡を受ける日本国内の情報を記載してください。
出願後（登録後含む）の連絡は、基本的にはこの欄に記載された連絡先にすることとなります。
メールで連絡する場合がありますので、E-mail アドレスも記載してください。
変更があった場合は速やかに文書送付先変更届を提出してください。（68 頁へ）

代理人欄の補足等

令和 2 年の種苗法改正により、令和 3 年 4 月 1 日以降、日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない者（以下「在外者」といいます。）が出願者である場合には、日本国内に住所又は居所を有する代理人（品種登録管理人）を選任し、当該代理人が手続をする必要があります。ただし、品種登録管理人を有する在外者（法人にあっては、代表者）が日本国内に滞在している場合には、当該在外者が手続をすることができます。

3. 農林水産植物の種類

学 名（ローマ字）： _____

和 名： _____

4. 出願品種の名称

フリガナ																				
品種名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
ローマ字表記																				

（ます目に記入された文字が正式な出願品種の名称となるので、誤記のないように、ます目に上段から左詰めで1文字ずつ記入すること。名称中にスペースを入れる場合に限り、文字と文字の間に空白のます目を設けることができる。仮名文字の場合の拗音（や、ゆ、よ等）及び促音（っ・ッ）は、ます目の左下に記載する。）

5. 出願品種の育成者

(1) 本品種を育成した者は、

☐ 出願者と同一である。（育成者の氏名及び住所を記載する必要はない。）

☐ 出願者と異なる。

フリガナ

住所又は居所：（〒 _____） _____

フリガナ

氏 名： _____

（ローマ字表記）： _____

☐ 別紙あり（複数名の場合には、「□」に「レ」を付し、2人目からは別紙に同じ欄を人数分設けて全員記載すること。）

(2) （育成をした者と出願者が異なる場合）出願者が品種登録を受ける地位にある理由は、次のとおり。

☐ 職務育成品種

☐ 契 約（特定承継）

☐ 相続等（一般承継）

☐ その他（具体的に記載）： _____

(3) 本品種が育成された国： _____

農林水産植物の種類

種苗法施行規則別表第2に掲載されている植物種類の中から、出願品種の属する植物種類の学名及び和名を記載してください。

→次頁補足を参照

出願品種の名称

20文字以内で記載してください。ます目（左図参照）になっていますので、拗音・促音やアルファベット小文字・大文字が明確に区別できるように記載してください。

35 頁【3-4.出願品種の名称について】に詳しく説明しています。

出願品種の育成者

次頁【出願品種の育成者欄の補足等】を参照

農林水産植物の種類欄の補足等

- ア 種苗法施行規則別表第2に出願品種が属する属は掲載されているが、種が掲載されていない場合には、属の学名及び和名
- イ 同表に出願品種が属する属及び種のいずれも掲載されてない場合であって、出願品種の属又は種が判明しているときは、その学名を記載し、これに対応する和名が判明しているときは和名も記載。
- ウ 出願品種が、異なる農林水産植物の種類間の交雑により育成されたものであって、一つの農林水産植物の種類に属するものとすることができない場合には、「○○○○（種子親（母親））×△△△△（花粉親（父親））」のように交雑に用いられた農林水産植物の種類を「×」でつないで記載。この場合、既に当該出願品種が属する植物の種類を示す学名があるときは、その学名を括弧書で記載。
- エ 上記のいずれにも該当しない場合には、「学名」欄は空欄とし、和名、俗名等が判明している場合にはその名称を「和名」欄に記載。

出願品種の育成者欄の補足等

- ア 育成者と出願者とがすべて一致する場合には、「□出願者と同一である」欄の□に✓を記載し、育成者の氏名は記載しないでください。
- なお、「□出願者と同一である」が該当するのは、出願者が自然人である場合のみです。出願者が法人である場合には、「□出願者と異なる」が該当しますので、次のイを参照してください。
- イ 育成者と出願者とが一致しない場合には、「□出願者と異なる」欄の□に✓を記載した上で、育成者の氏名を記載してください。育成者が複数であるときは、「□別紙あり」欄の□に✓を付し、2人目からは願書別紙にその人数分の育成者欄を設けて全員の氏名を記載してください。
- ウ 育成者の住所又は居所は、住民票等の公簿上の表記どおり記載してください。職務育成品種の場合は、育成者が所属する法人の住所（主たる事務所、支所、営業所等）の記載でも可能です。
- エ 育成者と出願者が異なる場合（品種登録を受ける地位が育成者から出願者に承継されている場合等）には、最終的な承継の種類（「職務育成品種」、「契約（特定承継）」、「相続等（一般承継）」又は「その他」）から該当する欄の□に✓を記載し（出願者が複数であるときはそれぞれ該当するものすべて）、承継の種類に応じ、出願者が品種登録を受ける地位にあることを証する書面を添付してください。譲渡が複数回行われている場合にはすべての譲渡証明書が必要です。譲渡証明書には、押印とその印鑑について発行から3ヶ月以内の印鑑登録証明書を添付する必要があります。ただし、当該書面に自署した場合には、印鑑登録証明書を添付する必要はありません。
- なお、職務育成品種の場合は、「□職務育成品種」欄の別添様式の「2. 職務育成品種」の欄に必要事項を記入し、「出願者が品種登録を受ける地位にあること」を証する書面（職務育成品種規程等）を添付してください。詳しくは20頁【職務育成品種の補足等】を参照してください。
- オ 「本品種が育成された国」には、本品種が育成された国名を日本語表記で記載してください。日本である場合にも記載が必要です。記入漏れが多いため御注意ください。

6. 外国での出願

☐該当する。(以下に記載すること。)

国又は政府機関名: _____

出願年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

出願番号: _____

審査状況 ☐審査中 ☐拒絶 ☐取下げ ☐登録

☐品種名称: _____ 又は ☐仮名称: _____

☐別紙あり(出願先が複数ある場合には、「☐」に「レ」を付し、2件目からは別紙に同じ欄を必要数設けて全て記載すること。)

7. 優先権の主張

☐該当する。(以下に記載すること。)

以下の出願に関して優先権を主張します。

国又は政府機関名: _____

出願年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

出願した品種名称: _____

8. 本品種の種苗又は収穫物を業として譲渡した履歴

(1) 日本における譲渡

☐譲渡していない。

☐譲渡した。(以下に記載すること。)

_____ 年 _____ 月 _____ 日に日本で最初の譲渡を行った。

譲渡時の名称: _____

(2) 外国における譲渡

☐譲渡していない。

☐譲渡した。(以下に記載すること。)

_____ 年 _____ 月 _____ 日に(国名) _____ で最初の譲渡を行った。

譲渡時の名称: _____

外国での出願

「☐該当する」の☐に
✓を記載した場合は、
外国出願の情報を記載
してください(ナショ
ナルリストへの出願を
含みます)。

仮名称とは、外国の品
種保護制度における
breeder's reference 等
の品種登録されるとき
までに変更があり得る
名称のことです。

出願をした国が複数あ
るときは、2か国目か
らは願書別紙に記載し
てください。(17頁へ)

優先権の主張

種苗法第11条の優先権
の適用を受けようとする
場合に記載してくださ
い。当該優先権の主張の
基礎となる出願を証する
書面(原文及び翻訳文)
を添付してください。

本品種の種苗又は収穫物を業として譲渡した履歴

ア 出願前に出願品種の種苗又は収穫物を業として譲渡した履歴について、日本国内及び外国それぞれにおける譲渡の実績に応じ、「☐譲渡していない。」又は「☐譲渡した。」の該当する☐に✓を記載してください。

イ 日本国内において譲渡した場合にあっては(1)欄に、外国において譲渡した場合にあっては(2)欄に、最初の譲渡を行った年月日及び譲渡時の品種の名称(流通名、商品名等含む)を記載してください。譲渡を行った年月日は誤りのないよう正確に記載してください。

ウ 育成者と出願者とが異なる場合には育成者までさかのぼって最初の譲渡日を確認してください。

☆「業として譲渡する」とは…

反復若しくは継続の意思を持って、育成者又はその承継人の意思により第三者に対して所有権を移転すること、これらの意思を持って行う1回の行為を含み、有償無償は関係ありません。

9. 外国の審査当局における特性審査の実施状況（最先願の国についてのみ記載すること。）

出願品種の特性審査については、

- ☐（国名）_____で完了した。
☐（国名）_____で実施中。
☐（国名）_____でまだ開始されていない。
☐（国名）_____では実施しない。

10. 出願品種の形質及び出願者が保持していると思料する出願品種の特性様式第2号の説明書の「5. 出願品種の形質及び特性」に記載するとおり。

11. 他法律の規定による出願料の特例規定の適用

- ☐適用なし **※どちらかの□に必ず✓を記載**
☐適用あり（以下に法律名及び同法に規定する確認書の番号を記載すること。）
法律名 _____
確認書の番号 _____

12. 種苗法第21条の2第1項の規定による届出に関する情報

(1) 種苗法第21条の2第1項の規定による輸出先国の制限に係る特例の届出（様式第8号の2関係）

- ☐届出あり **※どちらかの□に必ず✓を記載**
☐届出なし

(2) 種苗法第21条の2第1項の規定による生産地域の制限に係る特例の届出（様式第8号の3関係）

- ☐届出あり **※どちらかの□に必ず✓を記載**
☐届出なし

13. 宣誓

私/我々は、私/我々の知りうる限りにおいて、この品種登録願、説明書及びこれらに
関係する書類に記載し、申告する出願品種の審査のために必要な情報が適切であることを
ここに宣誓します。

（出願者又は代理人が宣誓すること。）

- ☐はい ☐いいえ **※「□はい」に必ず✓を記載**

特性審査の実施状況

「6.外国での出願」で記載したうち、最先願の国における特性審査の実施状況を、四択の中から該当する□に✓を記載して国名を記載してください。

出願品種の形質及び特性

説明書の「5.出願品種の形質及び特性」へ記載してください。→25 頁へ

利用制限の届出の有無

令和3年4月1日より新設された、利用制限（輸出先国、生産地域）の届出を本出願において行う場合は、「□届出あり」に✓を記載してください。併せて、「提出物件及び添付書面の目録」のⅡへも記載をお願いします。

届出をしない場合にも「□届出なし」の□に✓を記載してください。

制度の内容や届出の記載方法は、別冊の

「**利用制限届出の手引き**」を御覧ください。

宣誓

提出書類や記載内容に虚偽等がなく、適切であるかを再度確認した上で、「□はい」の□に✓を記載してください。

他法律の規定による出願料の特例規定の適用

以下の法律に基づく出願料の軽減の規定の適用がある場合には、「□適用あり」欄の□に✓を付し、該当する法律名及び同法に規定する確認書の番号を記載の上、確認書の写しを添付してください。適用がない場合には、「□適用なし」欄の□に✓を付してください。

- ・農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）
- ・米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）
- ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）
- ・福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）
- ・花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）
- ・農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）

(願書別紙)

1. 出願者（2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）

フリガナ

住所又は居所：（〒 ）

フリガナ

氏名又は名称：

（ローマ字表記）：

（注）法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名：

電話番号：

FAX 番号：

E-mail アドレス：

出願者の国籍：

（出願者が外国の設立準拠法に基づいて設立された法人の場合には、その国名を記載すること。）

2. 代理人（2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）

フリガナ

住所又は居所：（〒 ）

フリガナ

氏名又は名称：

（ローマ字表記）：

（注）法人である場合のローマ字表記は、定款等で定められた英語名称又は通常使用している英語名称を記載すること。

法人の場合には代表者氏名：

電話番号：

FAX 番号：

E-mail アドレス：

3. 出願品種の育成者（2人目からは記載欄を必要数設けて全員記載すること。）

フリガナ

住所又は居所：（〒 ）

フリガナ

氏 名：

（ローマ字表記）：

4. 外国での出願（2件目からは記載欄を必要数設けて全て記載すること。）

国又は政府機関名：

出願年月日： 年 月 日

出願番号：

審査状況 ☐審査中 ☐拒絶 ☐取下げ ☐登録

☐品種名称： 又は ☐仮名称：

願書別紙

願書において、出願者、代理人、育成者、外国での出願について2人（件）目以降の記載が必要な場合は、願書別紙を用いて記載してください。

(別添様式)

品種登録願を補足する情報

1. 出願者（品種登録願「1. 出願者」関係の補足）

- (1) 共同出願の場合において、持分の定めがある場合には、出願者全員の氏名又は名称並びにその持分を記載すること。なお、持分については、分数で、その合計が1となるように記載すること。

氏名又は名称：_____ 持分：_____

氏名又は名称：_____ 持分：_____

氏名又は名称：_____ 持分：_____

氏名又は名称：_____ 持分：_____

氏名又は名称：_____ 持分：_____

（行が不足する場合には、本欄に行を追加して記載する。）

- (2) 共同出願の場合において、種苗法第23条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第264条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約がある場合には、この欄に当該定め又は契約がある旨を記載すること。

- (3) 出願者が外国法人の場合には、法人の法的性質を記載すること。

2. 職務育成品種（品種登録願「5. 出願品種の育成者」関係の補足）

本出願品種が職務育成品種である場合には、次の「□」のいずれかに「レ」を付すこと。

☐ 使用者等による出願

☐ 従業者等による出願（下欄に使用者等の名称及び住所を記載）

使用者等の名称：_____

住 所：_____

持分の定めがある場合

持分の欄に、各出願者の持分を分数表記により記載してください。その際、必ず出願者全員の持分の合計が1となるように記載してください。

契約の詳細

次頁を参照。

外国法人の場合の法的性質

「〇〇（国名）の法律に基づく法人」など記載してください。

なお、発行から6ヶ月以内の国籍を証明する書面の添付が必要です。

職務育成品種

20頁【職務育成品種欄の補足等】を参照

種苗法第 23 条第 2 項の定め又は民法（明治 29
年法律第 89 号）第 264 条において準用する同法
第 256 条第 1 項ただし書の契約がある場合

(α) 種苗法第 23 条第 2 項の定めとは、育成者権が複数の者によって共有されている場合に他の共有者の同意を得ない場合には登録品種の利用をすることができない旨の定めのことです。次の例の様な項目を含む契約を交わしている場合などが該当します。

例

出願者：生産太郎（甲）、種苗次郎（乙） 出願品種：A

「甲は、乙の同意を得た場合に限り、品種 A の種苗を生産し販売することができる。この場合において、甲は、品種 A の種苗の販売額の 3 % を乙に許諾料として支払うものとする。」

別添様式 1 の(2) の記載例

種苗法第 23 条第 2 項の定め有り

(b) 民法第 264 条において準用する同法第 256 条第 1 項ただし書の契約とは、5 年を超えない期間内に分割しない旨の契約（不分割契約）のことです。本来、各共有者は、他の共有者に対して共有に係る育成者権の分割請求をすることができますが（民法第 256 条第 1 項本文）、同項ただし書の規定により 5 年以内であるならば分割しない旨の契約をすることができます。なお、分割の方法については、育成者権が無体財産権であることから、現物の分割をすることができませんので、代金分割（育成者権を他の第三者に譲渡して得られた代金を分割する方法）又は価格賠償による分割（共有者の 1 人が他の共有者に代金を払って、それらの持分全部を取得することにより共有関係を解消する方法）によることとなります。次の例のような項目を含む契約を交わしている場合などが該当します。

例

出願者：生産太郎（甲）、種苗次郎（乙） 出願品種：A

「品種登録後 5 年間、甲及び乙はそれぞれ、相手方に対して A に係る育成者権の分割を請求することができない。」

別添様式 1 の(2) の記載例

民法第 256 条第 1 項ただし書の契約有り

職務育成品種欄の補足等

出願品種が職務育成品種である場合には、「☐使用者等による出願」欄又は「☐従業者等による出願」欄のいずれか該当する☒に✓を記載した上で、「従業者等による出願」に該当するときは、使用者等の名称及び住所を併せて記載してください。従業者等が職務育成品種の品種登録を受けたときには、使用者等は当該登録品種の通常利用権を有することになります（種苗法第8条第5項）。

「☐使用者等による出願」は、例えば、出願品種を実際に育成した者を雇用している法人が出願者となる場合が該当します。その他、出願品種を実際に育成した者が種苗会社の社長である場合でも、当該種苗会社が法人として出願者となる場合は「使用者等による出願」に該当します。

「☐従業者等による出願」は、例えば、職務育成品種を（従業員が所属している法人の名義ではなく）従業員個人の名義で出願する場合が該当します。この場合には、従業員が所属する法人の名称を「使用者等の名称」欄に記載してください。

なお、「☐使用者等による出願」に該当する場合、出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書類として、以下の書類の添付が必要です。

【職務育成品種規程がある場合】

（ア）職務育成品種について、特段の手続を必要とせず、使用者等が品種登録することができる（品種登録を受ける地位にある）旨の記載がある場合

- ・職務育成品種規程（抜粋の場合は抜粋であることの証明）
- ・職務育成品種であることの証明（出願品種の植物種類名、出願品種名（系統名がある場合は系統名を併記）、育成した従業者の氏名を記載していること）

（イ）職務育成品種について、使用者が承継又は出願することを決定した場合には、育成者から使用者への品種登録を受ける地位の承継が譲渡証明書により行われる旨の記載がある場合

- ・職務育成品種規程（抜粋の場合は抜粋であることの証明）
- ・品種登録を受ける地位の譲渡証明書の写し

（ウ）職務育成品種について、使用者が承継又は出願することを決定した場合には、使用者がその旨に従業者等へ通知する旨の記載があり、育成者から使用者への品種登録を受ける地位の承継が譲渡証明書により行われる旨の記載がない場合

- ・職務育成品種規程（抜粋の場合は抜粋であることの証明）
- ・使用者が承継又は出願することを決定したことを従業者等へ通知した書面等の写し

（エ）（ア）、（イ）及び（ウ）に該当しない場合

- ・品種登録を受ける地位の譲渡証明書

【職務育成品種について品種登録を受ける地位が使用者に譲渡される旨の事前の契約がある場合】

- ・契約書の写し（原本に相違ない旨の証明）
- ・職務育成品種であることの証明（出願品種の植物種類名、出願品種名（系統名がある場合は系統名を併記）、育成した従業者の氏名を記載していること）

【職務育成品種規程や事前の契約がない場合】

- ・品種登録を受ける地位の譲渡証明書

提出物件及び 添付書面の目録

提出する書面について、該当する□に✓を付し、添付書面の不足がないかを併せて確認してください。

→次頁「提出物件及び提出書面の目録の補足等」を参照

【Ⅰ. 提出物件及び添付書面の目録】

願書に添付した書類等の「□」に「レ」を付すこと。

□1. 願書様式

- 願書別紙 1. 出願者（2人目以降）
- 願書別紙 2. 代理人（2人目以降）
- 願書別紙 3. 出願品種の育成者（2人目以降）
- 願書別紙 4. 外国での出願（2件目以降）

□2. 品種登録願を補足する情報を記載した書面

□3. 説明書

□4. 代理人により出願する場合は、その権限を証明する書面（委任状等）

□5. 出願者が種苗法第11条第1項の規定により優先権を主張する場合は、最先の締約国出願又は最先の特定国出願があったことを証明する書面（原文及び翻訳文）

□6. 出願品種の植物体の写真

□7. 出願品種の育成をした者と出願者が異なる場合は、当該出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書面（譲渡証明書等）

□8. 出願者が外国人（外国法人を含む。）である場合は、次に掲げる書面

□(1) 出願者が日本国内に住所又は居所（法人の場合は営業所。以下8において「住所等」という。）を有するとき

出願者が日本国内に住所等を有することを証明する書面

□(2) 出願者が締約国等又は同盟国の国籍を有するとき、又は当該国に住所等を有するとき

出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国の国籍を有することを証明する書面又は出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国に住所等を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）

□(3) 出願者の属する国（締約国等及び同盟国を除く。）が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めているとき、又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めているとき

□a 出願者が当該国の国籍を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）

□b 当該国が日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めていることを証明する書面（その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めていることを証明する書面を含む。）（原文及び翻訳文）

□c 当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面（原文及び翻訳文）

□(4) 出願者が日本国以外の種苗法第10条第4号に規定する条約を締結している国に属するとき、又は当該国に住所等を有するとき

出願者が日本国以外の種苗法第10条第4号に規定する条約を締結している国の国籍を有することを証明する書面又は当該国に住所等を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）

□9. 試作データ（別紙）

□10. その他（書類名を記載すること）

【Ⅱ. 種苗法第21条の2第1項の規定による届出に関する情報】

1. 種苗法第21条の2第1項の規定による輸出先国の制限に係る特例の届出（様式第8号の2関係）

□ 届出あり

2. 種苗法第21条の2第1項の規定による生産地域の制限に係る特例の届出（様式第8号の3関係）

□ 届出あり

提出物件及び提出書面の目録の補足等

ア I の 1 ～ 10 以外に書面等を添付した場合（例えば果樹の場合の現地調査票を添付した場合など）には、10 の後に通し番号を付して、添付した書面の名称を記載して目録に加えてください。

イ 「願書別紙」及び「品種登録願を補足する情報を記載した書面」については、記載する事項がない場合は、それぞれ添付する必要はありません。

ウ 【3-5.願書添付様式集】（40 頁～）に委任状や譲渡証明書等の様式を例示しています。

エ 官公署により発行された証明書の有効期限等の取扱いは以下のとおりです。

（ア）添付した書類等の証明書（印鑑登録証明書及び出願者が外国人又は外国の法人である場合における国籍を証明する書面（公証人等により作成されたものを含む。）。以下「証明書」という。）の有効期限

○日本の官公署により発行された証明書・・・発行の日から 3 ヶ月

○外国の官公署により発行された証明書・・・発行の日から 6 ヶ月

（イ）複数品種の同時出願における証明書

同一の出願者であって、同じ日に複数品種の出願をする場合、1 品種の願書に証明書の原本を添付し、残りの品種には当該証明書のコピーを添付することができます。この場合、残りの品種については、証明書の原本をどの品種の願書に添付したのか記載してください。

（ウ）外国の官公署により発行された証明書等

外国人又は外国の法人の国籍を証明する証明書については、原本を添付して出願した後、さらに同一出願者から同一の代理人を通じて他の品種を出願する場合において、発行の日から 6 ヶ月以内であれば当該証明書のコピーを添付することができます。この場合、後の出願には証明書の原本をどの品種の願書に添付したのか記載してください（出願番号含む。）。

なお、パスポート、運転免許証等の写しを用いて国籍証明を行う場合は、その写しに公証人等が当該パスポート、運転免許証等が本人のものに相違ない旨を記載し、公証人等がサインしているものが原本となります。

オ 優先権を主張する場合

（ア）UPOV 加盟国又は日本国民に対して優先権の主張を認める国への最先の出願から 1 年以内に我が国に品種登録出願をする場合には、出願時に優先権の主張をすることができます。

（イ）優先権を主張する場合には、その優先権主張の基礎となる最先の出願があったことを証する書面を添付してください。

（ウ）出願があったことを証する書面は、最先の出願をした国の品種保護当局が発行する出願証明等となりますので、出願国の品種保護当局に請求し、入手してください。また、日本語への翻訳文の添付も必要です。

（エ）出願があったことを証する書面を出願時に添付できない場合には、出願から 3 ヶ月以内に提出してください（優先権を主張した出願であって出願時に証明書類が添付されていなかった場合には出願から 3 ヶ月後の日を提出期限として補正が命じられ、応じられない場合は出願が却下されます）。

カ 出願者が外国人である場合

下の表を参考に、出願者の国籍又は住所・居所に基づいて必要な書面を用意してください。

国籍 住所・居所	UPOV 加盟国※ ¹	UPOV 非加盟国
日本	国籍証明書（証明済みパスポート等） 又は 住民票	住民票
UPOV 加盟国※ ¹	国籍証明書（証明済みパスポート等） 又は 住所又は居所を証明する書面	住所又は居所を証明する書面
UPOV 非加盟国	国籍証明書（証明済みパスポート等）	国籍証明書（証明済みパスポート等） 及び 種苗法施行規則第6条第3項ハの書面※ ²

※¹ UPOV1991年条約加盟国及びUPOV1978年条約加盟国であり、かつ、出願品種につき品種の育成に関する保護を認める国をいいます。また、種苗法第10条第4号に規定する条約の締結国についても同様の扱いとなります。

※² 例えば、①品種の育成について日本国民に対してその国の国民と同一の条件による保護（いわゆる内国民待遇）を認めること及び②出願品種につき品種の育成に関する保護を認めることを定めたその国の法令の写しなどです。

3-2.説明書作成

様式第二号（第七条関係）

説 明 書

1. 農林水産植物の種類

学 名（ローマ字）： _____

和 名： _____

2. 出願品種の栽培技術及び生育状況に関する問合せ先

フリガナ

住所又は居所：（〒 _____） _____

フリガナ

氏 名： _____

（法人にあっては、法人名、担当部署名及び担当者氏名）

電 話 番 号： _____

F A X 番 号： _____

E-mailアドレス： _____

3. 出願品種の名称

フリガナ

品 種 名 称： _____

（ローマ字表記）： _____

4. 出願品種の育成及び繁殖の方法

(1) 育成方法

☐ (a) 交配

☐ 母親の品種名： _____

☐ 父親の品種名： _____

☐ 両親とも不明

☐ (b) 突然変異（枝変わり）親品種名： _____

☐ (c) 発見及びその検定

☐ (d) その他

(2) 育成経過（(1)について、いつどこで、どのように育成したか詳細を記載する。）

農林水産植物の種類

願書3と同じ「学名」及び「和名」を記載してください。

問合せ先

技術的な問合せに適切に回答できる担当者及び連絡先（携帯電話を含め、できる限り平日昼間に連絡の取れる連絡先）を記載してください。

出願品種の栽培技術や生育状況等に関する照会、審査計画の検討、審査実施上の必要に応じ、知的財産課の審査官又は種苗管理センターの栽培試験担当者から問合せをさせていただく場合があります。

品種名称

願書4と同じ品種名称を記載してください。

育成方法

(a) 交配	・ 両親の品種名又は系統名がわかる場合・・・母親・父親の品種名又は系統名を記載 ・ 片親しか判明しない場合・・・判明している片親の品種名又は系統名を記載 ・ 品種名、系統名とも不明・・・入手地域名及び入手地域における呼称その他入手時の状況（呼称が複数ある場合は把握できる限り全て）、親品種の属名・種名等
(b) 突然変異	親品種名（突然変異等を確認した元の品種）を記載してください。 人為的に変異を誘発した場合は、その方法（放射線照射等）を記載してください。
(c) 発見及びその検定	発見した場所、検定方法を記載してください。
(d) その他	上記にあてはまらない場合、その育成方法を記載してください。

育成経過欄へは、当該品種の育成完了まで、どのように育成を行ったのか、その過程を時系列に記載してください。

(3) 繁殖方法

(a) 種子繁殖

- ☐ (ア) 自家受粉
☐ (イ) 他家受粉 ☐ 集団採種 ☐ 合成品種
☐ (ウ) 交雑品種（種子を得るために毎回親品種を交配するもの（F1品種等））
☐ (エ) その他（具体的に記載）： _____

(b) 栄養繁殖

- ☐ (ア) 挿し木、接ぎ木
☐ (イ) 組織培養
☐ (ウ) その他（具体的に記載）： _____

☐ (c) その他（具体的に記載）： _____

繁殖方法

該当する繁殖方法の各欄の□に
✓を記載してください。

「その他」を選択した場合には、その繁殖の方法を具体的に
記載してください。

5. 出願品種の形質及び特性（出願品種が属する農林水産植物の審査基準に基づいて記載する。）

形質番号	形質名	特 性	出願品種の階級値（特性値）

出願品種の形質及び特性

審査において必ず調査する
必須形質については、原則全
ての形質、選択形質について
は、調査を求める形質につい
て記載してください。

具体的には次頁の「出願品
種の形質及び特性欄の補足
等」を確認してください。

なお、訂正請求時には、出願
時に記載した特性のみ、訂正
を求めることができます。

→詳しくは 78 頁

6. 類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性（出願品種が属する農林水産植物の審査基準に基づいて記載する。）

類似品種名	形質名	類似品種の特性	出願品種の特性

類似品種との区別性

上記「5」で記載した形質の
中から、出願品種と類似品
種を明確に区別できる2～3
形質程度を記載してくださ
い。

具体的には 28 頁の「類似
品種と明確に区別されるこ
ととなる出願品種の形質及
び特性欄の補足等」を確認
してください。

出願品種の形質及び特性欄の補足等

出願品種の形質及び特性については、品種登録ホームページに掲載している農林水産植物種類別審査基準（以下「審査基準」とします。）を参照し、ア～エを参考の上記載してください。審査基準は、品種登録ホームページの「審査基準・特性表」に掲載しています。

ア 必須形質と選択形質の記載について

審査基準に記載がある形質のうち、必須形質については原則全ての形質、選択形質については調査を希望する形質のみの特性及び階級値を記載してください。選択形質については、農林水産省告示において定めており、品種登録ホームページの「審査基準・特性表」から確認可能です。必須形質については、告示で定める選択形質以外の形質となります。

なお、必須形質については原則全ての形質の特性及び階級値を記載していただくこととしていますが、例えば、栽培環境によっては発現しない必須形質があるなど、出願者において調査が困難な事情がある場合についてまで、必ず記載を求めるものではありません。

<注意事項>

審査基準によっては、記号(*)を「必須形質」と表記しているものがありますが、これは、「品種記載の国際調和のための必須調査形質」であり、海外との審査協力に必要な形質となります。

また、審査基準で網掛け（特性表のピンク色の部分）形質として、説明書に記載していた形質は、栽培試験や現地調査における対照品種選定に用いる形質であり、旧制度で願書への記載をお願いしていたものですが、令和4年4月からは、この網掛け形質だけでなく、告示に定める選択形質以外の必須形質の全てを原則記載して頂く必要があります。

（旧制度での審査基準の表記）

VI. 特性表で使用する記号の説明（Legend）

G：グループ分けに使用する形質

(*)：必須形質

QL：質的形質

QN：量的形質

PQ：擬似の質的形質

(+)：Ⅷ. に特性表の説明図等を示す

網掛け（特性表のピンク色の部分）：願書に添付する説明書（種苗法施行規則第7条、別記様式第2号）に出願者が記載する特性及び階級値

イ 該当する審査基準がない場合

該当する審査基準（特性評価の方法）がない植物の種類を出願する場合は、類似する植物の種類の特性評価の方法を準用して、出願品種の特性表を作成してください。作成に当たっては品種登録ホームページの「審査基準」内「審査基準が掲載されていない種類については、・・・」を参照ください。

ウ 説明書に記載する場合

説明書に記載する場合、出願品種の階級値（特性値）の右横に測定した値を（）書きで記載ください。

（説明書への記載例：バラ属の例）

5. 出願品種の形質及び特性

形質番号	形質名	特 性	出願品種の階級値（特性値）	
1	植物体の生育型（庭園用及び鉢物用品種に限る。）	シュラブ	4	
2	樹姿（つる性タイプを除く庭園用及び鉢物用品種に限る。）	直立	1	
3	植物体の高さ（切り花用及び庭園用品種に限る。）	高	7	(100cm)
(以下、同様に続く)				

エ 特性表を添付する場合

願書に「特性表」を添付する場合、説明書は以下の記載としてください。

5. 出願品種の形質及び特性

形質番号	形質名	特 性	出願品種の階級値（特性値）
(別添特性表を参照。)			

添付する特性表には、以下の記載例のように記載してください。

なお、出願の際に添付書類として御利用いただける植物種類毎の「特性表」を品種登録ホームページで順次公開しています。「特性表」を添付書類としていただくことで、効率的な出願書類の準備が可能となります。

（特性表への記載例：バラ属の例）

5. 出願品種の形質及び特性 植物の種類： Rosa L.（バラ属） 出願品種名称： ○○				
形質番号	形質名	特性	出願品種の階級値（特性値）	(参考) 測定値等
01	植物体の生育型（庭園用及び鉢物用品種に限る）	シュラブ	4	
02	樹姿（つる性タイプを除く庭園用及び鉢物用品種に限る）	直立	1	
03	植物体の高さ（切り花用及び庭園用品種に限る）	高	7	100cm

類似品種と明確に区別されることとなる
出願品種の形質及び特性欄の補足等

出願品種と最も類似すると考えられる既存品種を 1 又は 2 品種選定し、「5. 出願品種の形質及び特性」で記載した形質のうち、出願品種と類似品種を明確に区別できる 2 ～ 3 形質の相違点を記載してください。また、測定形質は特性の右横に () 書きでその測定値を記載してください。

記載例（バラ属の例）

6. 類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性

類似品種名	形質名	類似品種の特性	出願品種の特性
〇〇〇〇	02 樹姿	01_直立	05_中間
〇〇〇〇	43 花卉の表面の 主な色	75B	73C
△△△△	03 植物体の高さ (切り花用及び庭 園用品種に限る。)	03_低(30cm)	07_高(70cm)
△△△△	07 とげの主な色	01_緑	03_赤

＝類似品種＝

- ・出願者等が入手可能な範囲で、出願品種と最も類似すると考えられる既存の品種
- ・出願品種が、突然変異や戻し交配等、一般的に親品種と出願品種が多くの形質で類似すると考えられる方法により育成された品種である場合で、親品種が既存の品種である場合には、類似品種として記載すること。

7. 品種審査において参考となり得る追加情報

- (1) 上記5及び6に記載された情報に加え、出願品種を区別するために役立つと思われる追加的な形質（審査基準にない形質）はありますか。

☐はい ☐いいえ

「はい」の場合、その内容を記載してください。後日、その内容についてデータの提出を求める場合があります。

- (2) 品種の栽培又は審査の実施に関連して、特別な条件はありますか。

☐はい ☐いいえ

「はい」の場合、その内容を記載してください。

- (3) その他の情報

(a) 出願品種の主たる用途

(b) 出願品種の写真（添付書類として提出する。）

8. 栽培の承認

- (1) 出願品種は、環境保全並びに人間及び動物の健康保護に関して、関係する法令に基づきその栽培について事前の承認等が必要ですか。

☐はい ☐いいえ

- (2) (1)が「はい」の場合、その承認等に関する法令の名称を記載してください。

- (3) (1)が「はい」の場合、その承認等を既に得ていますか。

☐はい ☐いいえ

- (4) (3)が「はい」の場合、その承認等のコピーを添付してください。

9. 審査用種苗に関する情報

特性は、病害虫、薬物処理（例：生長抑制剤等）、組織培養の影響、台木の違い、採穂条件の違い等の要因により影響を受けることがあります。審査用種苗の提出については、審査当局の指示に従ってください。ただし、通常の栽培において、以下のような処理を行っている場合には、次の(1)から(4)までの該当する項に「レ」を付した上で、「はい」の場合その詳細を記載してください。

- | | | |
|-----------------------|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 微生物（例：ウイルス、細菌、菌類） | ☐ はい | ☐ いいえ |
| (2) 薬物処理（例：生長抑制剤等） | ☐ はい | ☐ いいえ |
| (3) 組織培養 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| (4) その他の要素 | ☐ はい | ☐ いいえ |

「はい」の場合は詳細を記載してください。

追加的な形質

審査基準にない形質で出願品種を区別するために役立つと思われる形質を記載できます。なお、当該形質が形質の要件を満たさない場合は、登録可否の判断に利用されません。

特別な条件、その他の情報

品種の栽培又は審査に関し特別な条件がある場合に記載することができます。後段の「特別な条件、その他の情報欄の補足等」を参照してください。

栽培の承認

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）に基づく遺伝子組換え植物の承認等が該当します。

審査用種苗に関する情報

正確な情報が得られなかった場合には、栽培試験等のやり直しや拒絶、品種登録後の登録取消し等につながりますので、正確に記載してください。

品種審査において参考となり得る 追加情報欄の補足等

「出願品種を区別するために役立つと思われる追加的な形質」の欄は、出願品種と類似品種を区別することができると思われる形質のうち、現行の「重要な形質」（種苗法第2条第7項）に含まれない形質がある場合に記載することができる欄です。現行の「重要な形質」は、植物種類別審査基準に記載されています。

この欄に記載された形質は、ある環境条件の下で十分な一貫性と再現性がある、詳細な定義及び認識が可能である等の形質の要件（登録出願品種審査要領別添5「区別性、均一性、安定性（DUS）審査のための一般基準」第2の1に規定）を満たした場合に限り出願品種の登録可否の判断に利用されます。

審査に当たり農林水産省から、この欄に記載された形質が上記の形質の要件を満たしていることを裏付けるデータの提出を求める場合があります。根拠となるデータが提出されない場合又は提出されたデータから当該形質が形質の要件を満たさないと認められた場合は、当該形質は出願品種の登録可否の判断に利用されないこととなりますので、記載に当たり十分な根拠となるデータを用意してください。

なお、出願時にこの欄に記載されていなかった形質について事後的に申出があった場合でも、これを登録可否の判断に利用することはありません。

特別な条件、その他の情報欄の補足等

ア 品種は審査の実施に関連した特別な条件がある場合、以下の点に留意の上で記載してください。

栽培試験では、供試する全品種を同一条件下で試験する必要があるため、供試された植物の種類における一般的な栽培条件に基づいて栽培を行います。栽培試験の標準的な実施方法は、種苗管理センターのホームページに掲載されています。

このため、この欄に記載があった場合でも、原則として、供試された植物の種類における一般的な栽培条件での栽培試験を実施します。

この欄の記載に基づき、特別な条件での栽培試験の実施を検討する際には、審査に当たり農林水産大臣から、記載の内容を裏付けるデータの提出を求めることがあります。このため、記載に当たり十分な根拠となるデータを用意してください。なお、出願時にこの欄に記載されていなかった特別な条件について事後的に申出があった場合でも、これを考慮した審査は行いません。

イ その他の情報として、出願品種の主たる用途の欄には、「生食用」、「加工用」、「飼料用」、「観賞用」等の別を記載するとともに、「観賞用」については、これと併せて「切花用」、「鉢物用」、「花壇用」等の別、「単花咲き」、「スプレー」等の別を記載してください。

なお、営利栽培において、わい化剤を処理して鉢物用に仕立てる場合など、人為的操作により出願品種の本来の特性を著しく変更させて目的とする用途に仕立てる場合は、「鉢物用（わい化剤を処理）」のように、人為的操作の内容を括弧書きで記載してください。

10. 出願品種の栽培状況に関する情報

(1) 種子又は種菌を種苗としない品種の場合において、特性を確認できる植物体の維持及び保存の状況（維持及び保存場所の住所及び方法）について記載してください。

(a) 維持及び保存場所の住所：_____

(b) 維持及び保存の方法：_____

(2) 日本国内における現地調査が可能な栽培場所について記載してください。栽培場所をまだ定めていない場合には、栽培場所を設定する予定年月を記載してください。

住 所（〒_____）

：_____

交通機関：_____（最寄り駅）：_____

栽培場所設定の予定年月：_____年_____月

(3) 日本国内における作型について記載してください。

☐露地 ☐施設（施設の種類）：_____

上記作型に基づき、は種等の時期を以下に記載してください。

(a) は種、植付け等の適期

は 種	_____月	_____旬～	_____月	_____旬
植付け	_____月	_____旬～	_____月	_____旬
接ぎ木	_____月	_____旬～	_____月	_____旬
挿し木	_____月	_____旬～	_____月	_____旬
その他（_____）	_____月	_____旬～	_____月	_____旬

(b) 開花期、収穫期その他出願品種の特性の把握に適した生育ステージの時期等

開花期	_____月	_____旬～	_____月	_____旬
収穫期	_____月	_____旬～	_____月	_____旬
成熟期	_____月	_____旬～	_____月	_____旬
その他（_____）	_____月	_____旬～	_____月	_____旬

植物体の維持及び 保存の状況

栄養繁殖性の品種の場合、特性を確認できる植物体の維持及び保存場所の所在地を記載してください。

現地調査が可能な栽培場所

栽培試験を実施していた植物種類が現地調査となる場合があります。該当する植物を必ず以下サイトで確認のうえ、現地調査が可能な栽培場所の住所等を正確に記載してください。

genchichousa.pdf

出願時に栽培場所が未定の場合は、設定の予定年月を記載し、決定次第、補正手続を行ってください。

作型

審査のための作型とは種、植え付け、開花期、収穫期等の情報を記載してください。

現地調査場所及び作型欄の補足等

ア 「日本国内における現地調査が可能な栽培場所」の欄には、出願者又は代理人の管理下にあり、現地調査が可能な出願品種の栽培場所を「何県、何郡、何町、大字何、字何、何番地」のように詳しく記載するとともに、当該栽培場所への交通機関及び最寄り駅を記載してください。

令和2年の種苗法改正により、農研機構種苗管理センターにおいても現地調査を実施することとなりました。これに伴い、これまで栽培試験を実施していた植物種類が現地調査となる場合がありますので、現地調査が可能な栽培場所の正確な記載をお願いします。

詳しくは農研機構種苗管理センターホームページを御確認ください。

検疫中の場合は、検疫終了予定時期を記載してください。

イ 「作型」の欄については、上記の栽培場所における露地、施設の該当する□に✓を記載し、施設の場合には施設の種類を記載してください。

「は種、植付け等の適期」及び「開花期、収穫期その他出願品種の特性の把握に適した生育ステージの時期等」の欄には、上記の栽培場所において栽培した場合の該当する項目の時期をそれぞれ記載してください。なお、周年咲き性の品種については、開花期欄には、現地調査の実施が可能な開花時期を特定して記載してください。また、例示された繁殖過程や生育ステージ以外に適切な生育ステージ等がある場合には「その他」の（ ）に具体的な生育ステージ名を記入し、その欄に時期を記載してください。

3-3.写真

【提出写真のポイント】

出願品種の植物体の写真は、2L判（12.7×17.8cm）程度のカラー写真とし、出願品種の名称、撮影年月日及び撮影場所を記載した台紙（A4サイズ）1枚ごとに写真1枚をちょう付します。

デジタルカメラで撮影した写真をプリンターで印刷する場合には、A4サイズの写真用紙（光沢のある用紙）に20mm～30mmの余白を残してカラー印刷し、余白部分に出願品種の名称、撮影年月日及び撮影場所を記載してください。

提出する写真は、特性が最も顕著に現れる時期（審査基準に調査時期が記載されている場合は、可能な限り当該時期）に撮影し、次に掲げるものを含めます。

- ① 植物体全体（根部を利用する可能性がない植物の場合は地上部のみで可）の写真
- ② 主として花を觀賞するものにあつては、花の全体の形状及び着生の状況が明瞭に分かる写真並びに花弁等の花の各部位の色、模様、その他の形状が明瞭に分かる花の拡大写真及び花の分解写真
- ③ 主として果実を利用するものにあつては、その表面及び内部の形状が明瞭に分かる写真
- ④ 主として花及び果実以外の部位を利用するものにあつては、主として利用される部位の形状が明瞭に分かる写真
- ⑤ その他可視的に顕著な区別性が認められる特性が明瞭に分かる写真

また、可能な限り、本出願に際し類似品種として用いた植物体を、出願品種と同様な条件で撮影し提出写真に加えてください。

なお、上記のほかに栽培区の全景の写真や、成葉の写真など審査に必要と判断された写真の提出を求めることがあります。

果樹の品種登録出願にあたって添付する写真の例

果 樹	写 真	説 明
モモ	樹体	結実した1樹全体のもの。
ウメ	花	上面、断面及び背面を写したもの。
リンゴ	花（分解）	1花の花弁、がく片、雄ずい及び雌ずい全部を写したもの。
ナシ	果実	上面、側面及び底面を写したもの。
カンキツ	果実（断面）	種子、果梗の付いた状態での縦横の断面を写したもの。
ブドウ		
上記に加え、ブドウのみ	開花期の花房全体を写したもの。	
	自然結実状態の果房全体を写したもの。	
その他	上記に準じる。	

注）写真は「説明」欄の事項をそれぞれ1枚に収めてください。

すなわち、提出が必要な写真の枚数は、モモ等が計5枚、ブドウが計7枚となります。

類似品種と並べて区別性を比較した写真などがあれば追加して適宜添付してください。

(参考) 添付する写真の例

栽培区の全景の写真の例



撮影年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

撮影場所：〇〇県〇〇市

品種名：〇〇〇〇

植物体全体（草姿の写真の例）



撮影年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

撮影場所：〇〇県〇〇市

品種名：〇〇〇〇

花の拡大写真の例



撮影年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

撮影場所：〇〇県〇〇市

品種名：〇〇〇〇

花の分解写真の例

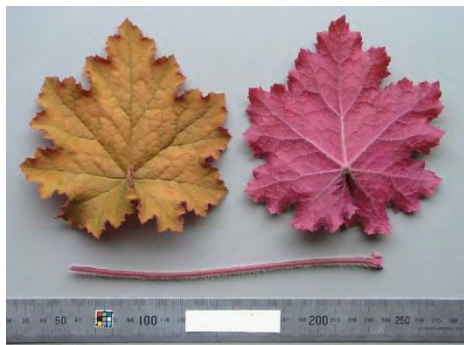


撮影年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

撮影場所：〇〇県〇〇市

品種名：〇〇〇〇

葉の写真の例



撮影年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

撮影場所：〇〇県〇〇市

品種名：〇〇〇〇

比較写真の例



撮影年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

撮影場所：〇〇県〇〇市

品種名

左：出願品種〇〇〇〇

右：対照品種〇〇〇〇

果実の写真の例



撮影年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

撮影場所：〇〇県〇〇市

品種名：〇〇〇〇

果実（断面）の写真の例



撮影年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

撮影場所：〇〇県〇〇市

品種名：〇〇〇〇

3-4.出願品種の名称について

令和3年4月の様式改正により、願書の「4. 出願品種の名称」の記載欄が変わりました。

令和3年3月以前の旧様式では、特に手書きの場合に拗音・促音やアルファベット大文字・小文字の区別が付きにくく、審査時の誤認を防ぐ観点から新様式ではまず目を設けています。

以下に記載例を示しますので、よく御確認いただき、明確に識別できる文字で記載してください。

品種名称の記載例 1

フリガナ	ノウリン ジョシNo.1ゴウ									
品種名称	農	林		ジ	ョ	シ	N	O	.	1
ローマ字表記	NORIN JOSHI NO.1GO									

POINT

- ・拗音「ョ」は左下、アルファベット小文字「o」はまず目下中央に記載
- ・品種名称に漢字・カタカナ・ひらがなが含まれている場合はフリガナも記載
- ・ローマ字表記において、日本語と外国語の間には空白スペースを設ける

品種名称の記載例 2

フリガナ	エイBC-OIO(オーイチレイ) [注:次頁のイ(ウ)の※を参照]									
品種名称	英	B	C	-	O	I	O			
ローマ字表記	EI BC-OIO									

POINT

- ・「O(オー)」「O(レイ)」「I(アイ)」「I(イチ)」などはフリガナ欄に読み方を記載
- ・品種名称が10文字以内でも上段から左詰めで記載
- ・ハイフン「-」や数字「1」などはまず目の罫線にかかるため、濃くはつきりと記載

ア 品種名称欄

- (ア) 品種名称は、1マスに1字ずつ、スペースも1マスとして、左詰で明瞭に、20字以内で記載してください。品種名称で、使用できる文字は、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字（アルファベット26文字〔大文字と小文字の制限はありません。〕）、「-（ハイフン）」、「&」、また、「NO.」等の省略を示す「.（ドット）」、アラビア数字（1、2、3、・・・）です。なお、漢字、ひらがなは、外来語等での使用に制限があります。
- (イ) 品種名称で、使用できない文字は、簡体字、アラビア文字（数字は除く。）、キリル文字等の文字、「。（句点）」、「、（読点）」、「」（かぎ括弧）」、「（ ）（括弧）」、「・（中点）」、「'」（引用符）」、「，（コンマ）」、「/（斜線）」等の記号、ローマ数字（I、II、III、・・・）です。
- (ウ) 出願品種の名称は、日本国以外の UPOV 加盟国に先に出願又は登録を受けた品種名称がある場合には、当該品種名称をもって日本国内でも申請しなければならないことが定められている場合は、自由に命名することができ、種苗法第4条第1項の各号に抵触しない限り、品種名称として登録を受けることができます。ただし、外国で出願した品種名称であっても、日本では登録商標と一致する場合等、品種登録することができない場合があります。この場合には、名称変更が命じられることになります。（56 頁へ）
- (エ) 品種名称で、英語を使用する場合は、正確なアルファベットの綴りで、また、英語を日本語で表記する場合は、カタカナ表記で記載してください（例：white、ホワイト）。
- (オ) アルファベットを使用している国や地域で、英語で利用されている26文字に含まれない文字（フランス [ô]、ドイツ [Ä] 等）が使用されている場合は、ローマ字（[ô→O]、[Ä→A] 等）に置き換えて記載してください。
- (カ) アルファベット以外の文字を使用している国や地域にあっては、当該言語の品種名称の正確な表音となるようアルファベット表記で記載してください。

イ フリガナ欄

- (ア) 出願品種の品種名称の呼称の確認のため、一部の例外を除き必ず記載してください。
- (イ) 品種名称に使用している文字が、全て日本語の場合は、品種名称の読み方を全てカタカナで記載してください。
- (ウ) 品種名称に使用している文字が、全てローマ字、アラビア数字及び記号の場合は、記載の必要はありません。
- ※ローマ字とアラビア数字を共に使用するとき、ローマ字「I(アイ)」 「I(エル)」と数字「1(イチ)」・ローマ字「O(オー)」と数字「0(レイ)」などが、文字の配列や記載の状態等により判別が困難な場合があることから、（ ）書きでのフリガナの記載について協力をお願いします。
- (エ) 品種名称に使用している文字が、日本語、アルファベット、アラビア数字及び記号が混在している場合は、日本語は全てカタカナで記載し、アルファベット、アラビア数字及び記号は、そのまま記載してください。

<記入例>

上記区分	(イ) の例	(ウ) の例	(エ) の例
フリガナ	ニジイロアオゾラ	WO(オウ)&20(レイ)Century	ニジイロ BLUE SKY
品種名称	虹いろアオゾラ	WO&20Century	虹色 BLUE SKY

ウ ローマ字表記欄

(ア) ローマ字表記については、品種名称のUPOV事務局への通報に使用するので、必ず記載をしてください。なお、UPOV事務局への通報にはすべてアルファベット大文字を使用しています。

(イ) 品種名称が日本語又は和製外来語等の造語で、使用している文字が全て日本語（ただし、下記の（オ）の場合を除く。）の場合は、品種名称の読み方を全てヘボン式ローマ字で、かつ、大文字で記載してください。

※ヘボン式ローマ字一覧表は38頁「参考」に掲載していますので参照してください。

(ウ) 品種名称が、日本語、アルファベット、アラビア数字及び記号のみで、アルファベット小文字を使用している場合は、アルファベットは大文字に直して記載してください。

(エ) 品種名称が、日本語、アルファベット、アラビア数字及び記号が混在している場合は、日本語は、上記（イ）により記載し、アルファベットは大文字、アラビア数字、記号は、そのまま記載してください。

(オ) 品種名称が、外国語をカタカナにしている場合は、ヘボン式ローマ字綴りではなく、極力、日本語の発音の元となっている原語（又は語源）の正確な綴りを大文字で記載してください。

<記入例>

上記区分	(イ) の例	(ウ) の例	(エ) の例	(オ) の例
品種名称	昨日	W3a Century	20 世紀 EA	シューズ
ローマ字表記	KINO	W3A CENTURY	20SEIKI EA	SHOES

エ その他の留意事項

(ア) 出願された品種名称は、名称の適切性の審査（名称審査）を受けることとなっています。名称審査は、品種登録出願審査要領の別添2「品種名称審査基準」に基づき行います。また、品種名称審査基準に基づく具体的な考え方を「品種名称審査基準マニュアル」に整理しています。これらは、品種登録ホームページの「名称審査」に掲載されていますので、品種名称の適切性について確認する際は、参考としてください。

(イ) 記入欄への記入方法が適切でない場合、記載内容等の確認を行いますが、確認が完了しない限り当該品種に係る名称審査ができないので、適切な記載をしてください。

(参考) 品種登録願のローマ字表記について

品種登録願の住所又は居所、氏名、出願品種の名称のローマ字表記欄の記入方法は、次のとおりとします。

- 1 記入に当たっては、原則、ヘボン式ローマ字を使用します。(「ヘボン式ローマ字綴一覧」参照。)
- 2 出願品種名称で英語等の外国語をカタカナで記載している場合は、ヘボン式ローマ字綴りではなく、極力、原語のスペルをローマ字で記入願います。
 - ・イエロー(黄色を表している。) → YELLOW と記載(IERO とは記載しない。)
 - ・スモール(小さいを表している。) → SMALL と記載(SUMORU とは記載しない。)
 - ・ノワール(黒色を表している。) → NOIR と記載(NOWARU とは記載しない。)
 - ・ルージュ(赤色又は口紅を表している。) → ROUGE と記載(RUJU とは記載しない。)
- 3 その他、次頁「長音、促音、撥音等の表記」、「外国語や外国の地名・人名の原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合」も参照ください。

【ヘボン式ローマ字綴一覧】

あ	い	う	え	お、おう、おお	が	ぎ	ぐ		げ		ご、ごう
A	I	U	E	O	GA	GI	GU		GE		GO
か	き	く	け	こ、こう	ざ	じ	ず		ぜ		ぞ、ぞう
KA	KI	KU	KE	KO	ZA	JI	ZU		ZE		ZO
さ	し	す	せ	そ、そう	だ	ぢ	づ		で		ど、どう
SA	SHI	SU	SE	SO	DA	JI	ZU		DE		DO
た	ち	つ	て	と、とう	ば	び	ぶ		べ		ぼ、ぼう
TA	CHI	TSU	TE	TO	BA	BI	BU		BE		BO
な	に	ぬ	ね	の、のう	ぱ	ぴ	ぷ		ぺ		ぽ、ぽう
NA	NI	NU	NE	NO	PA	PI	PU		PE		PO
は	ひ	ふ	へ	ほ、ほう	きゃ		きゅ、きゅう				きよ、きょう
HA	HI	FU	HE	HO	KYA		KYU				KYO
ま	み	む	め	も、もう	しゃ		しゅ、しゅう				しよ、しょう
MA	MI	MU	ME	MO	SHA		SHU				SHO
や		ゆ		よ、よう	ちゃ		ちゅ、ちゅう				ちよ、ちょう
YA		YU		YO	CHA		CHU				CHO
ら	り	る	れ	ろ、ろう	にゃ		にゅ、にゅう				によ、にょう
RA	RI	RU	RE	RO	NYA		NYU				NYO
わ		を		ん	ひゃ		ひゅ、ひゅう				ひよ、ひょう
WA		O		N (M)	HYA		HYU				HYO
					みゃ		みゅ、みゅう				みよ、みょう
					MYA		MYU				MYO
					りゃ		りゅ、りゅう				りよ、りょう
					RYA		RYU				RYO
					ぎゃ		ぎゅ、ぎゅう				ぎよ、ぎょう
					GYA		GYU				GYO
					じゃ		じゅ、じゅう				じよ、じょう
					JA		JU				JO
					びゃ		びゅ、びゅう				びよ、びょう
					BYA		BYU				BYO
					ぴゃ		ぴゅ、ぴゅう				ぴよ、ぴょう
					PYA		PYU				PYO

【長音、促音、撥音等の表記】

末尾の長音「お」の表記	末尾の長音「お」は、「O」で表記します。 (例) 御園生(みそのお)→MISONOO、(例) 高遠(たかとお)→TAKATOO
末尾以外の長音「お」の表記	末尾以外の長音「お」は、「O」を表記しません。 (例) 大野(おおの)→ONO、(例) 大岡(おおおか)→OOKA
長音「う」の表記	長音「う」は、末尾であるか否かに関わらず「U」を表記しません。 (例) 御園生(みそのう)→MISONO、(例) 佐藤(さとう)→SATO、 (例) 優香(ゆうか)→YUKA
長音の表記の注意事項	次の読み方は長音ではありません。 (例) 松浦(まつうら)→MATSUURA、(例) 小団扇(こうちわ)→KOUCHIWA
促音(そくおん)「っ」の表記 (1)	促音(そくおん)「っ」は、子音を重ねて表記します。 (例) 北海道(ほっかいどう)→HOKKAIDO、(例) 服部(はっとり)→HATTORI
促音(そくおん)「っ」の表記 (2)	促音(そくおん)「っ」の次の音が、「CHA」「CHI」「CHU」「CHO」の場合は、その前に「T」を加えます。 (例) 立地(りっち)→RITCHI、(例) ハ丁(はっちょう)→HATCHO
撥音(はつおん)「ん」の表記	撥音(はつおん)「ん」は、「N」で表記します。 (例) 神田(かんだ)→KANDA、(例) 純(じゅん)→JUN
カタカナ長音「ー」の表記	カタカナ長音「ー」は表記しません。 (例) イェーレ→YERE、
カタカナ小文字「アイウエ」の表記	カタカナ小文字「アイウエ」は大文字の表記と同じになります。 (例) クアタレ→KUATARE、(例) デュエ→DEYUE

【外国語や外国の地名・人名の原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合】

			イエ YE						
	ウィ WI		ウェ WE	ウォ WO	ヴァ VA	ヴィ VI	ヴ VU	ヴェ VE	ヴォ VO
							ヴュ VYU		
クア KUA	クイ KUI		クエ KUE	クオ KUO	グア GUA				
	スイ SI		シェ SHE			ズイ ZI		ジェ JE	
			チェ CHE					ヂェ JE	
	ツイ TSUI								
	ティ TI					ディ DI			
		テュ TEY U					デュ DEY U		
		トゥ TOU					ドゥ DOU		
ファ FA	フィ FI		フェ FE	フォ FO					
		フュ FUY U							

3-5.願書添付書類様式集

3-5-1.委任状

代理人による出願の場合、代理権を証明する書面として提出が必要です。

委任者の自署又は押印（印鑑登録証明書を添付）がされた原本、及び外国語表記の場合は翻訳文を提出してください。

委 任 状

年 月 日

私（※1 ）は、（※2 ）を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1.（※3 ）新品種（※4 ）の種苗法に基づく品種登録の出願、取下。
2. その他、種苗法に基づく出願、登録に関する一切の件。

委任者
住 所
氏 名

印

（添付書類）印鑑登録証明書

（記載留意事項）

- ※1 は、出願者（委任者）の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。
- ※2 は、代理人の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。
- ※3 は、植物名を記載。
- ※4 は、品種名を記載。

POWER OF ATTORNEY

I, (※1), do hereby appoint (※2) as my lawful attorney, and empower him /her to perform the following acts:

- 1 filing or withdrawing an application for a breeder's right for the (※3) variety: (※4) at the Plant Variety Protection and Seed Act of Japan,
- 2 performing all necessary acts under the Seeds and Seedlings Law of Japan before and after the grant of plant breeder's right.

Date of empowered

By _____
Signature

(記載留意事項)

- ※1 は、出願者（委任者）の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。
- ※2 は、代理人の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記載。
- ※3 は、植物名を記載。
- ※4 は、品種名を記載。

日本語以外の言語で作成された書面については、翻訳和文の添付が必要です。

3-5-2.譲渡証明書

出願者と育成者が異なる場合のうち、品種登録を受ける地位が承継されている場合にそのことを証明する書面として提出が必要です。

譲渡人（育成者）の自署又は押印（印鑑登録証明書を添付）がされた原本、及び外国語表記の場合は翻訳文を提出してください。

【譲渡証明書の例】

譲 渡 証 明 書

私が育成した植物品種（植物の種類_____ 品種の名称_____）について、私が有する、種苗法に基づく品種登録を受ける地位を、下記の者に譲渡したことに相違ありません。

記

譲受人（出願者）

住 所

氏 名

譲渡日 年 月 日

譲渡人（育成者）

住 所

氏 名

印

（添付書類）印鑑登録証明書

STATEMENT

I (We), the undersigned

(※1 name and address of assignor),

do hereby certify that the right to apply for plant variety registration under the Plant Variety Protection and Seed Act of Japan with respect to the below mentioned variety

(※2 species (Latin name) and denomination of the variety)

is transferred to

(name and address of assignee)

Dated of transferred : _____

Signature : _____

(記載留意事項)

※1 は、譲渡人、譲渡人が法人の場合には、法人の住所、名称及び代表者の氏名を記載してください。

※2 は、日本語の訳文を添付してください。

日本語以外の言語で作成された書面については、翻訳和文の添付が必要です。

3-5-3.現地調査票（果樹）

出願品種が果樹である場合は提出してください。

現地調査票（果樹）

年 月 日

*1 []のうち該当するものを○で囲んでください。

* 2 空欄には必要事項を記入してください。

1 出願品種の種類及び名称

農林水産植物の種類 _____ 出願品種の名称 _____

2 連絡先及び担当者氏名

連絡先住所 _____ (Tel. _____)

担当者氏名 _____ 所 属 _____

3 出願品種及び対照品種の試作状況

(1) 出願品種の原木（複製原木は除く）はありますか。 [ある, ない]

「ある」場合にはその所在地を、「ない」場合にはその原因を記入してください。

所在地

(ない場合の理由)

(2) 出願品種を高接ぎした結果樹、あるいは苗木から養成した結果樹はありますか。

「ある」場合には、高接ぎ・苗木の別、台木名（中間台を含む）、初結果後の経過年数、樹齢別本数及び所在地を記入してください（品種本来の特性を確認するため、原則として結果2年目以降の株を調査します）。

[ある、 ない]

本数	樹齡	初結果後の 經過年數	台木名	所	在	地
----	----	---------------	-----	---	---	---

[高接ぎ, 苗木] 本 年生 年

〔高接ぎ，苗木〕 本 年生 年

[高接ぎ, 苗木] 本 年生 年

[高接ぎ, 苗木] 本 年生 年

(3) 最も類似する対照品種を2品種以上あげ、対照品種とした理由を記入してください(出願品種により類似している品種がある場合などに、別の品種を指定する場合があります)。

品種名 _____ 理由 _____
(No. 1)

品種名 _____ 理由 _____
(No. 2)

- (4) (3) であげた対照品種が出願品種と同一園あるいは近隣にありますか。
「ある」場合には、本数、樹齢、台木名（中間台を含む）を記入してください。

対照品種名 (No. 1) _____ [ある (同一園, 近隣), ない]

本 数 _____ 本, 樹 齢 _____ 年生 ~ _____ 年生, 台木名 _____

対照品種名 (No. 2) _____ [ある (同一園, 近隣), ない]

本 数 _____ 本, 樹 齢 _____ 年生 ~ _____ 年生, 台木名 _____

現地調査では、出願品種の調査のほか、対照品種との比較調査も行いますので、対照品種の区画も設定してください。また、人工処理（例：袋かけ、反射シートの設置、整房、GA処理等）を行わない果実を調査時まで確保してください。

4 現地調査時期

可能な時期 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日

最も適した時期 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日
(区別性が最も明確に判別できる時期)

5 現地調査場所

住 所 _____

交通機関 _____ (下車駅 _____)

6 試作データの整備状況

- (1) 出願品種の試作データがありますか。 [ある, ない]
「ある」場合には、試作データを当方あて送付してください。

- (2) 出願品種の試作については、地元の試験場や普及センターに相談して行っていますか。
相談している場合は、その機関名及び担当者氏名を記入してください。
[相談している, 相談していない]

機関名 _____ 担当者氏名 _____

現地調査の際に調査・確認できない特性（例：蕾、花等）については、出願者において特性表に従って適切な時期に出願品種及び対照品種について計測、写真撮影等を行い、資料として提出していただく場合があります（別途お知らせします）。

7 その他（特に連絡事項がある場合に記入してください。）

8 問い合わせ及び資料の提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室 果樹担当審査官
TEL 03-6738-6466 FAX 03-3502-6572

3-5-4. ラン類の出願品種のGREX登録に関する情報

ラン類を出願の際は、当様式を提出してください。

—— [品種登録出願書を提出する際に添付する様式] ——

ラン類の出願品種のGREX登録に関する情報

農林水産植物の種類 ()

出願品種の名称 ()

この出願品種に関しては、

☐ GREX登録がある → GREX登録名 ()

登録者名 ()

☐ GREX登録申請中 → GREX登録申請名 ()

登録申請者名 ()

☐ GREX登録はない

☐ GREX登録の有無は承知していない

(注) 該当する□にチェックし、GREX登録又は申請登録がある又は登録申請中の場合はそのGREX登録名又は登録申請名をローマ字(アルファベット26文字)で記入して下さい。

3-5-5.出願品種種子送付書

栽培試験を行う品種について、出願時に任意で種苗管理センターへ種子を送付いただくことが可能です。出願時に種子を送付する際には本様式を添付してください。

出願品種種子送付書（任意提出用）		
年 月 日		
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 種苗管理センター所長 殿		
出願者の住所（〒 ）		
出願者の氏名又は名称		
（法人の場合には代表者の氏名を記載する。）		
代理人の住所（〒 ）		
代理人の氏名又は名称		
（法人の場合には代表者の氏名を記載する。）		
下記の出願品種の種子を送付します。		
記		
1	出願する品種が属する農林水産植物の種類	
2	出願品種の名称（すでに出願が受理されている場合は出願番号も併記）	
3	種子の提出数量（種類別審査基準で定める数量。ただし、特段の定めのない場合は1,000粒）	
	種子 _____（数量）	粒（又はg）

送付先：〒305-0852 茨城県つくば市藤本2-2
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
種苗管理センター 試験・検査部特性調査管理課 宛
電話番号：029-838-6584

種子提出の補足等

提出種子は、成熟種子を十分調整し、薬剤処理、コーティング等の加工を行っていないものを提出してください。種子は栽培試験や長期保存が可能なものが必要であり、無病のもの、十分な発芽率を有するものを輸送中に傷んだりしないよう注意して送付してください。

提出数量は種類別審査基準で定める数量とし、特段の定めのない場合は 1,000 粒となります。

種子の提出にあたっては、包装又は容器に農林水産植物の種類、出願品種の名称及び出願者の氏名又は名称を表示するとともに、「出願品種種子送付書（任意提出用）」を付して、農研機構種苗管理センター宛に送付してください。

送付の際には一般書留又は簡易書留を利用すると確実です。

4. 出願受理～品種登録編

4-1. 受理通知

- ① 品種登録出願の受理後、1～2週間程度で出願者（文書送付先）に受理票（「品種登録出願の受理について」）が送付され、品種登録出願の番号及び年月日が通知されます。

なお、品種登録出願の年月日は、郵送や窓口で提出された場合は農林水産省で接受した日、電子出願の場合は品種登録出願システムでの電子出願処理が完了した日となります。

- ② 品種登録出願の番号及び年月日は、品種登録出願を特定する情報として以降の品種登録手続において常に用いられる重要な情報となりますので、受理票を大切に保管するとともに、手元に保管している願書のコピー等に品種登録出願の番号及び年月日を控えておいてください。なお、受理票の送付前であっても、出願者又はその代理人は、知的財産課種苗室登録管理班に問合せることによって品種登録出願の番号及び年月日を確認することができます。

別記受理票様式

品 種 登 録 出 願 の 受 理 に つ い て

農 林 水 産 植 物 の 種 類

出 願 品 種 の 名 称

上 記 の 品 種 の 品 種 登 録 出 願 を 受 理 し ま し た の で
お 知 ら せ し ま す 。

1. 品 種 登 録 出 願 の 番 号

第

号

2. 品 種 登 録 出 願 の 年 月 日

年

月

日

〒 100-8950 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号

農林水産省 輸出・国際局 知的財産課 種苗室

電話（代）03-3502-8111（内）4301

4-2.補正

- ① 品種登録出願に必要な書類や物件が一部添付されていなかったり、願書等の書類に必要な事項が記載されていなかったりするなど、品種登録出願が種苗法等が定める方式に従っていない(以下「方式違反」といいます。)場合があります。このような方式違反の品種登録出願については、知的財産課種苗室登録管理班が自主補正を促す場合と、農林水産大臣が補正を命じる場合があります。この場合、それぞれ以下のとおり対応することで、出願の補正を行うことができます。

ア 自主補正をするよう連絡があった場合

自主補正を促された事項について、自主出願補正書(51頁)を提出してください。権利に関わる重要事項の自主補正には、一般書留又は簡易書留(以下「書留類」といいます。)を利用すると確実です。

イ 農林水産大臣が補正を命じた場合

出願者は、指定された期限内(出願料の補正の場合は命令の日から15日以内、その他の補正事項については命令の日から30日以内)に出願補正書(52頁)を提出してください。確実な手続のために、提出の際には書留類を利用してください。

なお、指定された期限内に補正をすることが困難な場合(※)、書面により、補正(写真、証明書等の提出)が可能となる期限を明示して、指定された期限内に補正をすることができない理由を記載した書面(以下「理由書」といいます。)を提出することができます。その理由及び提出期限が妥当であると判断された場合、1回に限り、補正の提出期限が延長されます。理由書を提出する際には書留類を利用してください。

※指定された期限内に補正をすることが困難な場合の例

- ・写真について補正を命じられたが、その時点では栽培時期が経過しており、次期作まで補正を命じられた写真を撮影することが不可能な場合。
- ・外国からの出願に係る証明書等について補正を命じられたが、郵便事情等により到着に日数を要する場合。

- ② 出願者自らが品種登録出願の方式違反に気が付いた場合にも、出願者が自主的に補正をすることも可能です。この場合は、自主出願補正書を提出してください。ただし、一度提出した願書に記載された出願品種の名称は、自主的に補正をすることはできません。

4-2-1.自主出願補正書

審査官等から補正を促された場合又は、出願者自らが自主的に不備等を補正する場合に提出してください。

自主出願補正書		年 月 日	
農林水産大臣 殿			
出願者	住所	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
代理人	住所	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
下記の品種登録出願について、次のとおり補正します。			
1	品種登録出願の番号	第	号
2	品種登録出願の年月日	年	月 日
3	農林水産植物の種類		
4	出願品種の名称		
5	補正事項		
	補正対象書面名又は物件名 (及び補正対象項目)		
	補正の内容		

4-2-2.出願補正書

農林水産大臣から補正命令が発出された場合は、当様式を作成し期限内に提出してください。

別紙様式

年 月 日

出願補正書

農林水産大臣 殿

出願者

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の品種登録出願を次のとおり補正します。

1 品種登録出願の番号 第 号

2 品種登録出願の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類

4 出願品種の名称

5 補正命令の年月日 年 月 日

6 補正事項

（１）補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）

（２）補正の内容

7 添付書類の目録

☐記載事項の補正をした願書又は説明書

☐不添付、不提出又は不足の補正に係る書面又は出願品種の植物体の写真

自主出願補正書及び出願補正書の補足等

ア 願書又は説明書の記載事項に係る補正の場合

補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄に、願書又は説明書の別とともに、その補正対象項目を記載し、補正の内容欄に補正後の願書等の記載事項を記載して補正します。記載事項に係る補正が多岐にわたる場合は、補正の内容欄に「別添」と記載し、記載事項の補正を行った願書又は説明書を一通添付して補正の内容とすることができます。

イ 書面又は出願品種の植物体の写真の不添付又は不足に係る補正の場合

補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄に対象書面名又は物件名を記載し、補正の内容欄に提出する書面の名称又は写真の種類名を記載の上、上記書面又は物件を添付して補正します。

ウ 出願料に係る補正の場合

補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄に「出願料補正額14,000円」のように出願料に係る補正である旨及び納付する出願料の不足額を記載の上、補正の内容欄に必要額の収入印紙をちょう付して行います。

エ 補正事項が2以上ある場合

補正事項ごとに補正事項欄に（ ）で枝番号を付した上で、それぞれに補正対象書面名又は物件名（及び補正対象項目）欄及び補正の内容欄を設けて補正してください。

オ 譲渡日及び出願品種の写真に誤りがある場合

願書の「8. 本品種の種苗又は収穫物を業として譲渡した履歴」における譲渡日の訂正をする場合や、出願品種として提出された写真が異なる品種の写真であった場合の写真の訂正は、自主出願補正書ではなく「上申書」にて訂正をお願いします。

4-3.却下

- ① 農林水産大臣による補正命令に対し、期限内に出願補正書を提出しなかった場合、あるいは提出された出願補正書による補正では方式違反が解消しなかった場合、当該品種登録出願は却下されます。なお、品種登録出願が却下された場合であっても、出願料は返還されません。
- ② 品種登録出願が却下された品種については、先願の品種とはなりません。このため、未譲渡性等の品種登録の要件を欠いていない限り、再度必要な願書等の準備をして出願することが可能です。その場合には、再出願が受理された日が出願日となります。

③ 審査請求等

却下処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、農林水産大臣に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求書を提出する際は書留等を利用してください。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法に基づく取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には取消しの訴えを提起することができません。

4-4. 取下げ

出願者は、品種登録出願を取り下げることができます。出願を取り下げた品種は再出願が可能です。譲渡歴がある場合は再出願日時時点で未譲渡性が審査されます。

4-4-1 出願取下書

出願を取り下げる場合に作成・提出いただく様式です。

様式第五号（第十一条関係）

出 願 取 下 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の品種登録出願を取り下げます。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称

4-5.品種名称の変更

- ① 出願品種の名称が、種苗法第4条第1項各号のいずれかに該当する場合には、品種名称の変更が命じられます。
- ② 出願品種の名称の変更が命じられた場合には、指定された期限（命令から30日以内）までに、「出願品種の名称変更届出書」を提出する方法により、出願品種の名称を変更します。提出の際には書留類を利用してください。
- ③ 出願公表後に品種名称が変更されることは種苗の流通と品種の適切な利用の観点から望ましくありません。出願公表後の品種名称の変更をできる限り避けるため、出願後直ちに「出願品種の名称の審査が行われ、その時点で不適切な品種名称であると判断された名称については、品種名称の変更が命じられ、適切な名称に変更された後に出願公表されます。」
ただし、出願時の品種名称の審査については、その時点で得られる情報にのみ基づいて行われますので、その後の審査の過程において得られた情報により、出願公表後に不適切な名称であることが判明する場合があります。この場合にも、出願品種の名称の変更が命じられますので、出願者は、命令に従い、名称変更する必要があります。
- ④ 出願公表後に名称変更が命じられ、出願品種の名称が適切なものに変更された場合には、変更された名称が公示されます。
- ⑤ 指定された期限内に出願者が名称変更を行わない場合には、当該品種登録出願は拒絶されます。
- ⑥ なお、出願品種の品種名称の変更は、農林水産大臣による名称変更命令が行われた場合に限り、出願者が任意に変更することはできません。

4-6.出願公表

- ① 品種登録出願について、方式違反がなく又は適切な補正がされ、かつ、出願品種の名称が適切なものである場合には当該品種登録出願は出願公表されます。
- ② 出願公表は、官報に品種登録出願番号、出願年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称並びに出願公表の年月日を公示して行われます（出願者に通知されません。）。
- ③ また、出願時に利用制限届出があった品種は、当該届出の内容も官報に公示されます。
- ④ 出願公表された品種に関するこれらの情報は、品種登録ホームページから入手することができます。

4-7.拒絶

① 拒絶理由の通知

品種登録出願が以下のいずれか（以下「拒絶理由」といいます。）に該当する場合には、農林水産大臣が出願者に対し拒絶理由を通知します。

- ア 出願品種が、区別性、均一性、安定性及び未譲渡性の要件を満たさないものであるとき
- イ 出願者が品種登録を受けることのできる者ではないとき（育成を行った者又はその承継人ではないとき。品種登録を受けることのできない外国人であるとき。）
- ウ 育成者が2人以上いる場合に共同で出願していないとき
- エ 最先の出願ではないとき（先に出願された同一の品種又は特性により明確に区別できない品種があるとき）
- オ 出願者が、正当な理由なく、命じられた資料の提出に応じないとき
- カ 出願者が、正当な理由なく、命じられた出願品種の名称の変更に応じないとき
- キ 出願者が、正当な理由なく、現地調査を拒んだとき
- ク 出願者が、正当な理由なく、命じられた審査手数料の納付を期限内にしないとき

② 意見書の提出

拒絶理由を通知された出願者は、指定された期間内に当該拒絶理由について意見書（→次頁を参照）を提出することができます。意見書の提出期限は、一般的には、通知文書の日付から60日となります。確実な手続のために、意見書を提出する際は書留類を利用してください。提出された意見書の内容について正当な理由があると判断された場合には、審査が再開されることとなります。

③ 出願の拒絶

拒絶理由の通知に対して出願者から期限内に意見書の提出がされない場合又は提出された意見書によっても通知した拒絶理由に該当すると判断された場合には、当該品種登録出願は拒絶されます。品種登録出願の拒絶は、文書により出願者に通知する方法により行われます。また、拒絶の通知後官報にその旨公示されます。

④ 審査請求等

拒絶処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求書を提出する際は書留等を利用してください。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として行政事件訴訟法に基づく取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には取消しの訴えを提起することができません。

4-7-1 意見書

拒絶理由を通知された出願者が意見書を提出する場合の様式です。

様式第七号（第十二条関係）

意 見 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第17条第3項に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 拒絶理由通知の日付 年 月 日
- 6 意見の内容
- 7 証拠方法
- 8 添付書類又は添付物件の目録

4-8.出願者の名義等の変更

(1) 出願者の名義等の変更

- ① 出願者の名義は、相続や合併等の一般承継の場合又は譲渡契約等による特定承継によって変更する必要が生じる場合があります。
- ② 相続等の一般承継による名義の変更があった場合には、「一般承継による出願者の名義変更届出書」により、その一般承継人は遅滞なく農林水産大臣に届け出なければなりません。
- ③ 特定承継の場合には、「特定承継による出願者の名義変更届出書」により農林水産大臣に届け出なければその効力が生じません。
- ④ 出願者の名称表示の変更及び住所又は居所表示の変更があった場合には、速やかに「出願者の氏名又は名称変更届出書」又は「出願者の住所変更届出書」を農林水産大臣に提出してください。

(2) 代理人の変更等

- ① 代理人を変更した場合には、速やかに「代理人の変更届出書」を農林水産大臣に提出してください。なお、代理人の解任又は代理人による辞任の通知書を添付してください。また、新たな代理人を立てる場合は、その代理権を証明する書面（委任状）を添付してください。
- ② 代理人の名称表示の変更及び住所又は居所表示の変更があった場合には、速やかに「代理人の氏名又は名称変更届出書」又は「代理人の住所変更届出書」を農林水産大臣に提出してください。

(3) 文書送付先の変更

文書送付先に変更があった場合には、速やかに「文書送付先の変更届出書」を農林水産大臣に提出してください。

(4) 品種登録出願システムの登録内容の変更

出願者や代理人の登録者名、住所、文書送付先や登録メールアドレスの変更があった場合には、「品種登録出願システム登録者変更届」の提出もお願いします。

4-8-1.特定承継による出願者の名義変更届出書

出願後に譲渡契約等により品種登録を受ける地位を譲渡した場合に、速やかに届出をしてください。
譲渡証明書の添付が必要です。

様式第三号（第九条関係）

特定承継による出願者の名義変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

変更前の出願者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

変更前の出願者の代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

出願者の名義の変更を受けようとする者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

出願者の名義の変更を受けようとする者の代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 名義変更の年月日 年 月 日
- 6 名義変更の事由
- 7 品種登録により発生することとなる育成者権の持分（持分の定めがある場合に限り。）
- 8 種苗法第23条第2項の定め又は民法第264条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約（契約がある場合に限り。）
- 9 添付書類の目録
 - ☐ 承継人であることを証明する書面（譲渡証明書等）
 - ☐ 代理人により出願者の名義の変更を受けようとする場合は、その権限を証明する書面（委任状等）
 - ☐ 出願者の名義の変更を受けようとする者が外国人又は外国法人である場合は、その国籍等を証明する書面（原文及び翻訳文）

4-8-2.一般承継による出願者の名義変更届出書

出願後に相続等により品種登録を受ける地位を承継した場合に、速やかに届出をしてください。
相続の場合には遺産分割協議書、合併の場合には登記簿等の添付が必要です。

様式第四号（第九条関係）

一般承継による出願者の名義変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

承継人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 名義変更の年月日 年 月 日
- 6 名義変更の事由
- 7 品種登録により発生することとなる育成者権の持分（持分の定めがある場合に限る。）
- 8 種苗法第23条第2項の定め又は民法第264条において準用する同法第256条第1項ただし書の契約（契約がある場合に限る。）
- 9 添付書類の目録
 - ☐ 一般承継人であることを証明する書面
 - ☐ 代理人により一般承継による出願者の名義変更を届け出る場合は、その権限を証明する書面（委任状等）
 - ☐ 出願者の名義の変更を受けようとする者が外国人又は外国法人である場合は、その国籍等を証明する書面（原文及び翻訳文）

4-8-3.出願者の住所変更届出書

出願後に転居等により住所変更があった場合に、速やかに届出をしてください。

新旧住所が確認できる書面（住民票、法人の場合は登記簿の写し等）の添付が必要です。

また、外国籍の場合は国籍を証明する書面も添付してください。

文書送付先住所も変更となる場合は、忘れずに文書送付先の変更届出書（68 頁）も提出してください。

出願者の住所変更届出書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
出願者	〒 住所（変更前の住所） 氏名
代理人	〒 住所 氏名
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。	
記	
1	品種登録出願の番号 第 号
2	品種登録出願の年月日 年 月 日
3	農林水産植物の種類
4	出願品種の名称
5	変更に係る出願者の住所 変更前の住所：〒 住所 電話番号 変更後の住所：〒 フリガナ 住所 電話番号
6	出願者の住所の変更事由及びその発生年月日 変更事由 発生年月日 年 月 日
7	添付書類 (1) 出願者の住所の変更を証する書類 (2) 国籍を証する書類（外国籍の場合に限る。）

4-8-4.出願者の氏名又は名称変更届出書

出願後に出願者氏名又は名称の変更があった場合に、速やかに届出をしてください。

新旧氏名又は名称が確認できる書面（住民票や登記簿等）の添付が必要です。

文書送付先の宛名が変更となる場合は、忘れずに文書送付先の変更届出書(68 頁)も提出してください。

出願者の氏名又は名称変更届出書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
出願者	〒 住所 氏名（変更前の氏名）
代理人	〒 住所 氏名
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。	
記	
1	品種登録出願の番号 第 号
2	品種登録出願の年月日 年 月 日
3	農林水産植物の種類
4	出願品種の名称
5	変更に係る出願者の氏名又は名称 変更前の氏名又は名称 フリガナ 変更後の氏名又は名称 (ローマ字表記)
6	出願者の氏名又は名称の変更事由及びその発生年月日 変更事由 発生年月日 年 月 日
7	添付書類 (1) 出願者の氏名又は名称の変更を証する書類

4-8-5.代理人の変更届出書

出願又は登録後に代理人を変更する場合に、速やかに届出をしてください。

旧代理人の解任通知書（65 頁）、新代理人への委任状（40 頁）の添付が必要です。

文書送付先も変更となる場合は、文書送付先の変更届出書（68 頁）を忘れずに提出してください。

代理人の変更届出書		年 月 日
農林水産大臣 殿		
出願者 〒 住所 氏名		
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。		
記		
1	品種登録出願の番号	第 号
2	品種登録出願の年月日	年 月 日
3	農林水産植物の種類	
4	出願品種の名称	
5	変更に係る代理人の住所及び氏名 変更前の代理人：住所 氏名 変更後の代理人：〒 フリガナ 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号	
6	代理人変更年月日 年 月 日	
7	添付書類（添付書類にはレ印をつける） (1) 代理人解任（又は辞任）通知書 ☐ 出願者が日本人である場合・・・原文 1 通 ☐ 出願者が外国人である場合・・・原文及び翻訳文 各 1 通 (2) 委任状 ☐ 出願者が日本人である場合・・・原文 1 通 ☐ 出願者が外国人である場合・・・原文及び翻訳文 各 1 通	

※出願中と登録後とでは記載内容が異なりますので、ホームページで様式を御確認ください。

4-8-6.代理人の解任（辞任）通知書

代理人の変更届出書に添付いただく書面です。

代理人の解任（辞任）通知書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
出願者	〒 住所 氏名
新代理人	〒 住所 氏名
下記の品種登録出願について、代理人を解任（辞任）します。	
記	
1 品種登録出願の番号	第 号
2 品種登録出願の年月日	年 月 日
3 農林水産植物の種類	
4 出願品種の名称	
5 解任（辞任）した代理人	住所 氏名

※出願中と登録後とでは記載内容が異なりますので、ホームページで様式を御確認ください。

4-8-7.代理人の住所変更届出書

代理人の住所が変更となった場合に、速やかに届出をしてください。

新旧住所が確認できる書面（商業登記簿等）の添付が必要です。

文書送付先が変更となる場合は、文書送付先の変更届出書（68 頁）を忘れずに提出してください。

代理人の住所変更届出書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
出願者	〒 住所 氏名
代理人	〒 住所（変更前の住所） 氏名
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。	
記	
1	品種登録出願の番号 第 号
2	品種登録出願の年月日 年 月 日
3	農林水産植物の種類
4	出願品種の名称
5	変更に係る代理人の住所 変更前の表示：〒 住所 電話番号 変更後の表示：〒 フリガナ 住所 電話番号
6	代理人の住所の変更事由及びその発生年月日 変更事由 発生年月日 年 月 日
7	添付書類 代理人の住所の変更を証する書類（商業登記簿等）

※出願中と登録後とは記載内容が異なりますので、ホームページで様式を御確認ください。

4-8-8.代理人の氏名又は名称変更届出書

委任されている代理人の氏名又は名称が変更となった場合に、速やかに届出をしてください。

新旧氏名又は名称が確認できる書面（商業登記簿等）の添付が必要です。

文書送付先の宛名が変更となる場合は、文書送付先の変更届出書（68 頁）も忘れずに提出してください。

代理人の氏名又は名称変更届出書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
出願者	〒 住所 氏名
代理人	〒 住所 氏名（変更前の名称）
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。	
記	
1	品種登録出願の番号 第 号
2	品種登録出願の年月日 年 月 日
3	農林水産植物の種類
4	出願品種の名称
5	変更に係る代理人の氏名又は名称 変更前の氏名又は名称
	フリガナ 変更後の氏名又は名称
6	代理人の氏名又は名称の変更事由及びその発生年月日 変更事由 発生年月日 年 月 日
7	添付書類 (1) 代理人の氏名又は名称の変更を証する書類

※出願中と登録後とでは記載内容が異なりますので、ホームページで様式を御確認ください。

4-8-9.文書送付先の変更届出書

出願者又は代理人の住所や氏名又は名称が変更となった場合などに、速やかに届出をしてください。
適切な届出が行われない場合は、品種登録に係る農林水産省からの通知文書等を受け取れません。

文書送付先の変更届出書		
年 月 日		
農林水産大臣 殿		
出願者	〒 住所 氏名	
代理人	〒 住所 氏名	
品種登録出願について、下記のとおり届け出ます。		
記		
1	品種登録出願の番号	第 号
2	品種登録出願の年月日	年 月 日
3	農林水産植物の種類	
4	出願品種の名称	
5	変更に係る文書送付先の住所 変更後の表示：〒 住 所 あ て 名 電話番号 FAX 番号 E-mail アドレス	
6	文書送付先の変更事由及びその発生年月日 変更事由 発生年月日 年 月 日	

※出願中と登録後とでは記載内容が異なりますので、ホームページで様式を御確認ください。

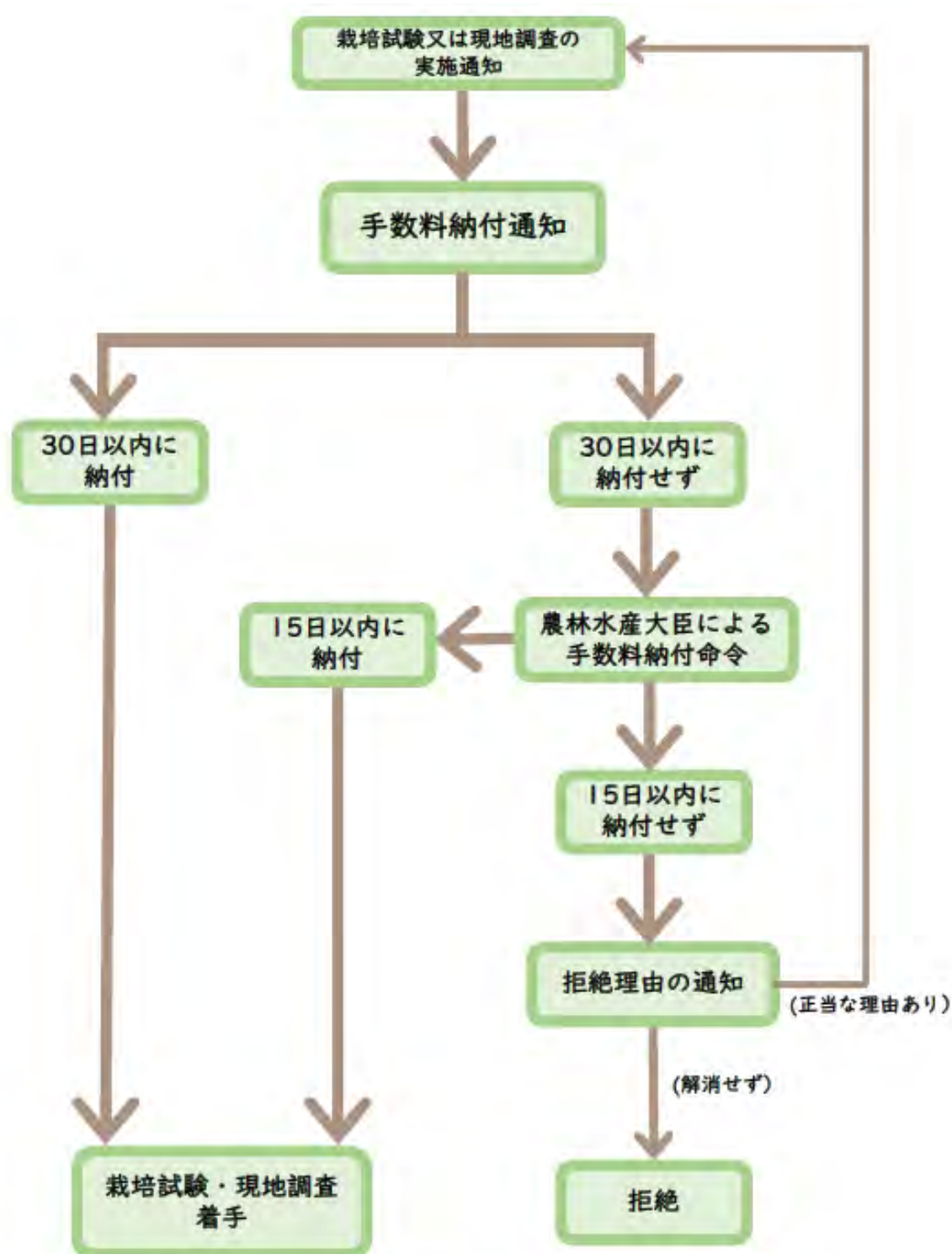
4-9. 審査手数料～特性審査

出願公表された品種は、栽培試験又は現地調査により区別性・均一性・安定性の特性審査を行います。栽培試験又は現地調査の実施にあたっては、事前に農林水産大臣より通知されます。

種苗法改正により、令和4年4月1日以降に出願された品種の栽培試験・現地調査には、審査手数料を納付する必要があります。

審査手数料が納付されない場合、最終的に出願は拒絶されることとなります。

<審査手数料納付の流れ>



I 審査手数料の概要

審査手数料は、令和4年4月1日以降の出願から必要です。

手数料の納付通知は、栽培試験の場合は、出願公表後に農林水産大臣から送付される「出願品種の栽培試験の実施」の後、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター（以下、農研機構種苗管理センター）から送付されます。

また、現地調査の場合で農林水産省の審査官が現地調査を行う場合は、農林水産大臣から送付される「現地調査の実施」の通知と併せて納付通知を送付します。農研機構種苗管理センターの職員が現地調査を行う場合は、農林水産省から「現地調査の実施」の通知後、農研機構種苗管理センターから納付通知が送付されます。

農林水産省と農研機構種苗管理センターで納付方法が異なりますので、御注意ください。

(1) 栽培試験

対象となる植物	単位	手数料(円)
一般的な出願品種	1回当たり	93,000円
栽培に複数年を要する木本性の植物	1回当たり	93,000円に栽培年数を乗じた金額 リンゴの例:5年 $93,000 \times 5 = 465,000$ 円
必須形質に特別な調査を要する形質を含む植物	1回当たり	105,000~273,000円

選択形質を記載した場合は、上記に加えて1形質あたり以下の金額が必要となります。

選択形質	1形質 当たり	8,500~280,000円
------	------------	----------------

※選択形質の手数料の詳細は、品種登録ホームページを御確認ください。

(2) 現地調査

対象となる植物	単位	手数料(円)
全ての植物	1回当たり	45,000円~ 例:審査官が2度現地に赴く場合 $45,000 \times 2 = 90,000$ 円

※調査対象に特別調査形質が含まれ、特別な調査を要する形質のみ栽培試験を行う場合は、該当する形質の料金が必要となります。

2 栽培試験手数料について

農研機構種苗管理センターが実施する栽培試験は、特性を調査する基本的な方法です。栽培試験手数料は、①必須形質（必ず調査する重要な形質）の調査手数料と②選択形質の調査手数料からなります。①は栽培試験の基本となる手数料で、植物種類により金額が異なります。また、②は、選択形質の調査を栽培試験により行う場合に、追加で必要となるものです。選択形質の調査は、願書に特性を記載いただいた場合のみ行いますので、出願時に十分御確認ください。

手数料の納付通知は、「出願品種の栽培試験の実施」の通知の後に、農研機構種苗管理センターから送付されます。納付通知に記載されている納付金額、納付期限、納付方法をよく御確認ください。

（１） 必須形質（必ず調査する重要な形質）

対象となる植物	単位	手数料(円)	備考
一般的な出願品種	1回当たり	93,000円	
きのこ	1回当たり	424,000円	
栽培に複数年を要する木本性の植物	1回当たり	279,000～465,000円	(2) 参照
必須形質に特別な調査を要する形質を含む植物	1回当たり	105,000～273,000円	(3) 参照

（２） 栽培に複数年を要する木本性の植物（果樹、茶、観賞樹等）

果樹や一部の観賞樹のように栽培に時間を要する木本性の植物種類については、想定される栽培年数に93,000円を乗じた額を1回の栽培試験の手数料とします。

一括納付も可能ですが、1年ごとの納付も可能です（2年目以降の納付については再度通知します）。想定年数よりも短い年数で栽培試験が終了した場合、一括納付の場合には残りの年数分の手数料は返還しませんが、1年ごとの納付の場合には残りの年数分の手数料は徴収しません。

区分	年数	手数料(円)
カエデ、マタタビ、バンレイシ、パパイヤ、クリ、オレンジ類、香酸カンキツ類、ブタン類、その他カンキツ類、ウンシュウミカン、ハンカチノキ、カキノキ、ビワ、イチジク、キンカン、クルミ、アセロラ、リンゴ、マンゴー、オリーブ、コノテガシワ、カラタチ、サクラ、スモモ（ニホンスモモを除く。）、アンズ、オウトウ（甘果）、ウメ、モモ及びネクタリン、ニホンスモモ、ユスラウメ、カリン、セイヨウナシ、ニホンナシ、ナンキンハゼ、エゴノキ、ブドウ	5年	465,000円 (93,000×5)
パインアップル、ヒロケレウス ウンダツス（ドラゴンフルーツ）、クロミノウグイスカグラ（ハスカップ）、クワ、ムサ アクミナタ、パッションフルーツ、キイチゴ類（ラズベリーを除く。）、ラズベリー、マツプサ、ブルーベリー（シャシャンボを除く。)	4年	372,000円 (93,000×4)
茶、観賞樹(※)に属する区分（カエデ、フジウツギ、ハンカチノキ、デロスペルマ、ポインセチア、ヘーベ、ランタナ、チリソケイ、コノテガシワ、サクラ、バラ、ナンキンハゼ、エゴノキを除く。） ※アジサイ（ウツギ）を含む。ただし、西洋アジサイのように生育が早いものは、1年で終了する場合もある。	3年	279,000円 (93,000×3)
上記以外の区分	1年	93,000円

(3) 必須形質に特別調査形質を含む植物（令和6年4月現在）

必須形質に特別な調査が必要な形質（特別調査形質）を含む植物（20種類）については、通常の栽培試験に要する費用（93,000円）に加えて、各形質の調査のための追加手数料を加算した額の納付が必要です。

作物区分	植物名	手数料の合計 (円)	通常の栽培試験 に係る手数料 (円)	必須形質となる 特別調査形質	特別調査形質 に係る手数料 (円)
食用作物	オオムギ	143,000円	93,000円	まき性	50,000円
	ライムギ	143,000円	93,000円	まき性	50,000円
	コムギ	143,000円	93,000円	まき性	50,000円
	マカロニコムギ	160,000円	93,000円	原麦粒のフェノール反応による着色 まき性	17,000円 50,000円
飼料作物	エンバク	143,000円	93,000円	まき性	50,000円
	ソルガム	143,000円	93,000円	日長感応性	50,000円
野菜	タマネギ	174,000円 (シャロット品種は、224,000円)	93,000円	分球の強弱（シャロット品種に限る。）	50,000円
				球のキログラム当たりの成長点の数	14,000円
				球の乾物率	17,000円
				雄性不稔性	50,000円
	ニンニク	107,000円	93,000円	ほう芽期	14,000円
	ナタネ	143,000円	93,000円	種子のエルシン酸含有の有無	50,000円
	カリフラワー	143,000円	93,000円	春作の収穫の早晩性	50,000円
	トウガラシ(ピーマン) (観賞用品種を除く)	243,000円	93,000円	トバモウイルス抵抗性病原型0（観賞用品種を除く。）	50,000円
				トバモウイルス抵抗性病原型1-2（観賞用品種を除く。）	50,000円
				トバモウイルス抵抗性病原型1-2-3（観賞用品種を除く。）	50,000円
	メロン	273,000円	93,000円	つる割病レース0抵抗性	60,000円
				つる割病レース1抵抗性	60,000円
				つる割病レース2抵抗性	60,000円
	イチゴ	143,000円	93,000円	ランナーの数	50,000円
	トマト	273,000円	93,000円	サツマイモネコブセンチュウ抵抗性	60,000円
				萎凋病レース1抵抗性	60,000円
				萎凋病レース2抵抗性	60,000円
	ホウレンソウ	143,000円	93,000円	抽だい期	50,000円
果樹	パイナップル	384,000円	372,000円 (93,000円×4)	果汁の多少	12,000円
工芸作物	アサ	243,000円	93,000円	花序のTHC含量(タイプA、B及びEの品種に限る。)	75,000円
				花序のTHC含量(タイプC及びDの品種に限る。)	75,000円
				花序のCBD含量	75,000円
	ベニバナ	143,000円	93,000円	油脂含有率	50,000円
	アジアカワタ	193,000円	93,000円	繊維の長さ（繊維用品種に限る。）	100,000円
	ケブカワタ	193,000円	93,000円	繊維の長さ（繊維用品種に限る。）	100,000円

(4) 選択形質

品種登録ホームページの「出願料・登録料・手数料一覧」に掲載しておりますので、御確認ください。

(参考) 出願者の提出する資料による特別調査形質の調査

一部の必須形質（(3)を参照）及び全ての選択形質について栽培試験を行う場合、通常のは場での試験に加えて特別な設備での試験が必要なため、特別調査形質として形質毎に追加の手数料の納付が必要になります。

ただし、出願者が提出する特性の裏付け資料が適切なものと認められる場合には、特別調査形質の栽培試験は行わず、提出された資料に基づき審査します（次ページの具体例を参照）。

	対象となる植物	追加手数料 (1形質当たり)	備考
一部の必須形質	一部の植物 (20種類、32形質)	12,000円 ～100,000円	詳細は(3)参照。
全ての選択形質	一部の植物	8,500円 ～280,000円	詳細は(4)参照。

3 現地調査手数料について

現地調査は、農研機構種苗管理センターにおける栽培試験の実施が困難で、出願者において栽培が可能と認められる場合に、出願者が出願品種等を栽培し、農林水産省の審査官又は農研機構種苗管理センターの職員が現地に赴いて実施します。

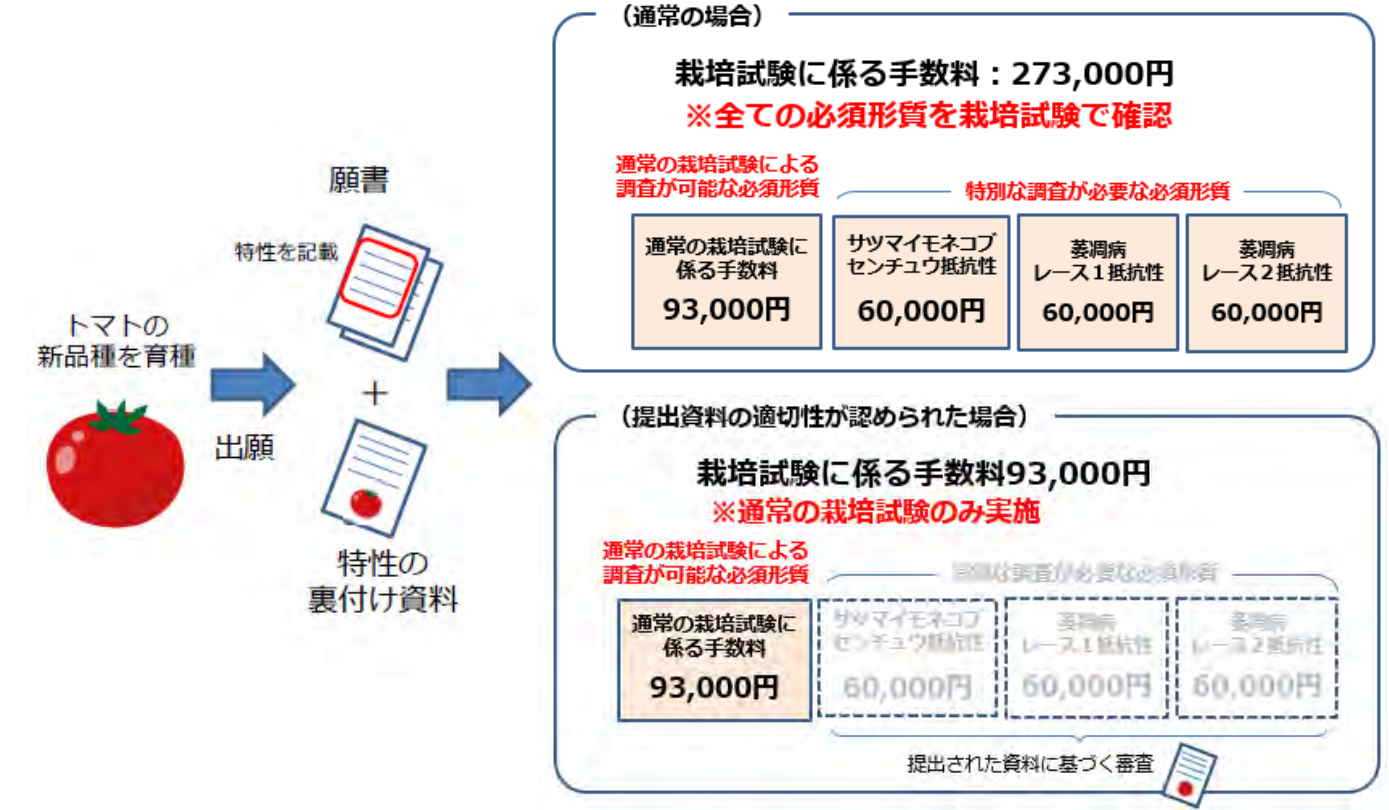
農林水産省の審査官が現地調査を行う場合は農林水産省から、農研機構種苗管理センターの職員が現地調査を行う場合は農研機構種苗管理センターから、審査手数料の額、納付期限、納付先を示した納付通知が届きますので、それぞれ、指定の方法により手数料を納付ください。

手数料の額は、農林水産省の審査官又は農研機構種苗管理センターの職員が現地に赴き調査を行う回数により異なります。

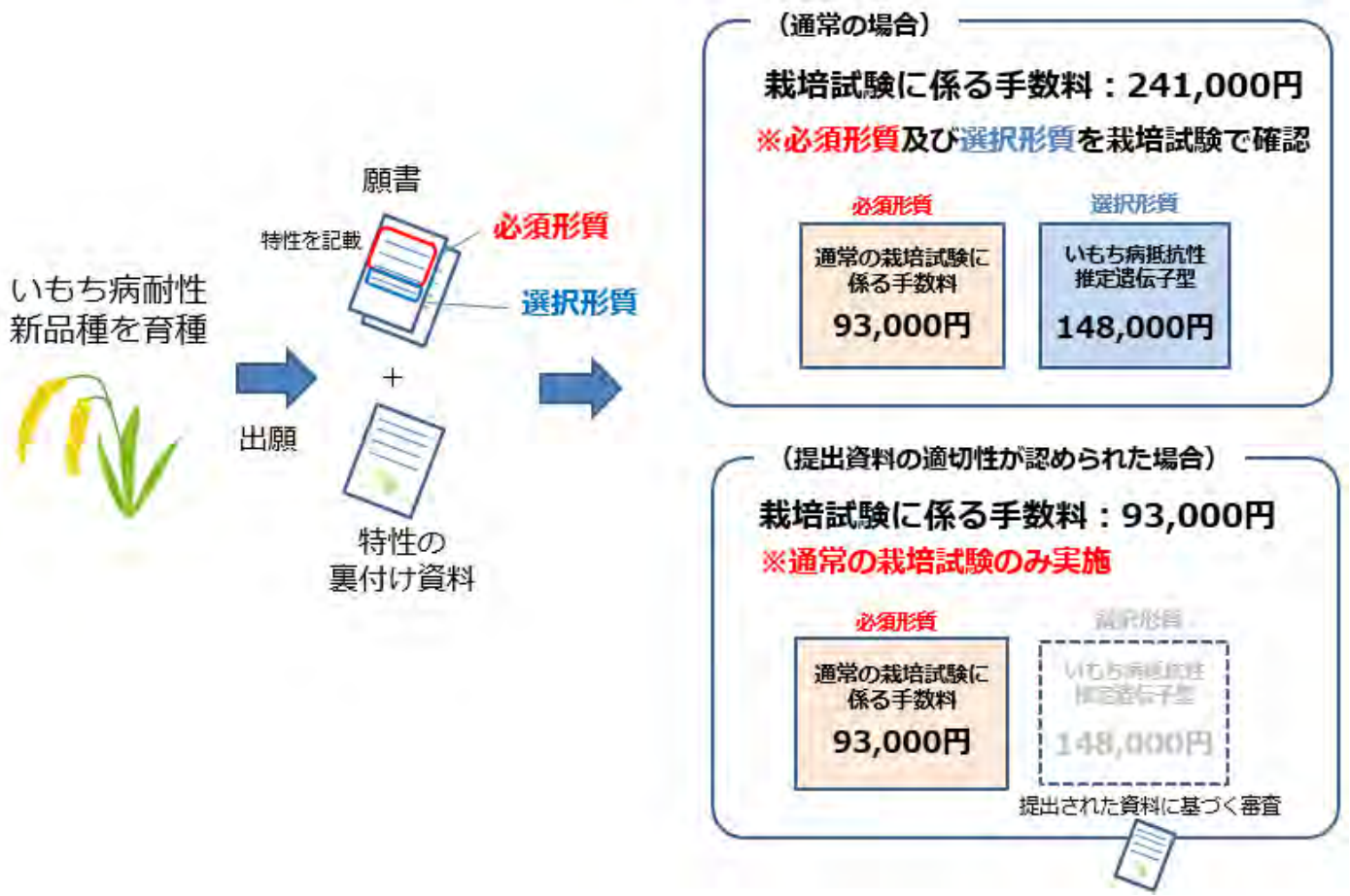
対象となる植物	単位	手数料(円)	実施主体(納付先)
全ての植物	1回当たり	45,000円～ 例:審査官が2度現地に赴く場合 $45,000円 \times 2$ $=90,000円$	農林水産省/ 農研機構種苗管理センター

なお、調査対象に特別調査形質が含まれる場合で、出願者自身での当該特性の調査が困難な場合は、特別調査形質のみ栽培試験を行う場合もあります。この場合、追加手数料の納付が必要です。

<栽培試験に係る手数料の具体例>
(トマト)



(稲)



4 審査手数料の納付手続

調査の実施機関が農研機構種苗管理センターであるか、農林水産省であるかにより納付方法等が異なります。いずれの場合も、手数料が納付されない場合は、最終的に出願は拒絶されることとなります（69 頁参照）。

なお、手数料の納付後に出願の取下げ等があっても、手数料は返還されません。

【農研機構種苗管理センターが実施する栽培試験又は現地調査の場合】

- ① 農林水産大臣から出願者宛てに栽培試験又は現地調査の実施内容を知らせる実施（計画）通知が送付されます。
- ② その1ヶ月程度後に、調査を実施する農研機構種苗管理センターから、手数料通知が送付されます。
- ③ 出願者から農研機構種苗管理センターへ手数料を納付（指定口座への振込み）します。
納付期限は通知の送付日から 30 日以内です。
- ④ 手数料の納付を確認したうえで、栽培試験又は現地調査に着手します。

【農林水産省が実施する現地調査の場合】

- ① 農林水産大臣から出願者宛てに栽培試験又は現地調査の実際内容を知らせる実施（計画）通知が送付されます。
- ② 同時に、調査の実施主体である農林水産省から手数料通知が送付されます。
- ③ 出願者から農林水産省へ手数料を納付（「手数料納付書」様式に収入印紙を貼付して納付）します。納付期限は通知の送付日から 30 日以内です。なお、令和 5 年度以降に電子出願した場合、審査手数料の電子納付が可能です。
- ④ 手数料の納付を確認したうえで、現地調査に着手します。

5 追加の栽培試験・現地調査

栽培試験又は現地調査を実施した結果、区別性・均一性・安定性の判断が困難であった場合には、再度手数料を徴収の上、追加の栽培試験・現地調査を行います。栽培試験を実施した後で、現地調査に変更して再度特性を調査する場合も同様です。

なお、果樹等の栽培に複数年を要する木本性の植物（71 頁参照）について追加の栽培試験を行う場合には、既に成木していることを踏まえ、追加で支払う費用は 1 年分の 93,000 円となります。

一方で、栽培試験・現地調査の実施中に、自然災害等、出願者の責めに帰さない理由で試験を中止した場合には、手数料は徴収せずに、栽培試験・現地調査を再度行います。

4-9-1 審査手数料納付書

農林水産省が実施する現地調査の場合、手数料納付書に必要額の収入印紙を貼付して納付期限内（手数料納付通知の送付日から 30 日以内）に農林水産省へ到達するように郵送してください。

様式第六号の三（第十一条の三関係）

手 数 料 納 付 書
(出願品種の審査・審査特性の訂正)

年 月 日

農林水産大臣 殿

出願者
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 15 条の 3 第 1 項の規定に基づき、手数料を下記のとおり納付します。

記

- 1 品種登録出願の番号 第 号
- 2 品種登録出願の年月日 年 月 日
- 3 農林水産植物の種類
- 4 出願品種の名称
- 5 手数料の通知の日付 年 月 日
- 6 金額
金額 _____ 円

（ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。）

4-10. 品種登録前の審査特性の通知(訂正請求)

<審査特性の通知とは？>

種苗法の一部改正により、令和4年4月1日から導入された手続です。

品種登録に先立って、出願者に対して審査により特定した特性（審査特性）を通知します。出願者は、通知された審査特性が事実と異なると思料する場合に農林水産省へ訂正を求めることができます。農林水産省による調査の結果、事実と異なることが判明した場合には、審査特性を訂正の上、品種登録されることとなります。

なお、訂正を求めない場合は、手続は不要です（通知された審査特性で品種登録されます）。

<訂正請求の手続>

- ① 出願者に対し、審査により特定した特性（審査特性）を農林水産大臣から通知します。
- ② 出願者は、送付日から起算して30日以内に「審査特性の訂正請求書」様式及び裏付け資料を農林水産省へ提出することで審査特性の訂正を求めることができます。

※訂正を求めない場合は、特段の手続なく登録されます。

- ③ 訂正請求があった場合、農林水産省は、明らかに訂正する理由がないと認められる場合を除き、訂正が求められた形質について再調査（栽培試験等）を実施します。
- ④ 栽培試験又は現地調査を実施することとなった場合は、手数料の納付が必要です。手数料の額は、訂正を求める形質に応じて定められた額となります。令和4年3月31日以前に出願された品種に係る訂正請求についても同様です。

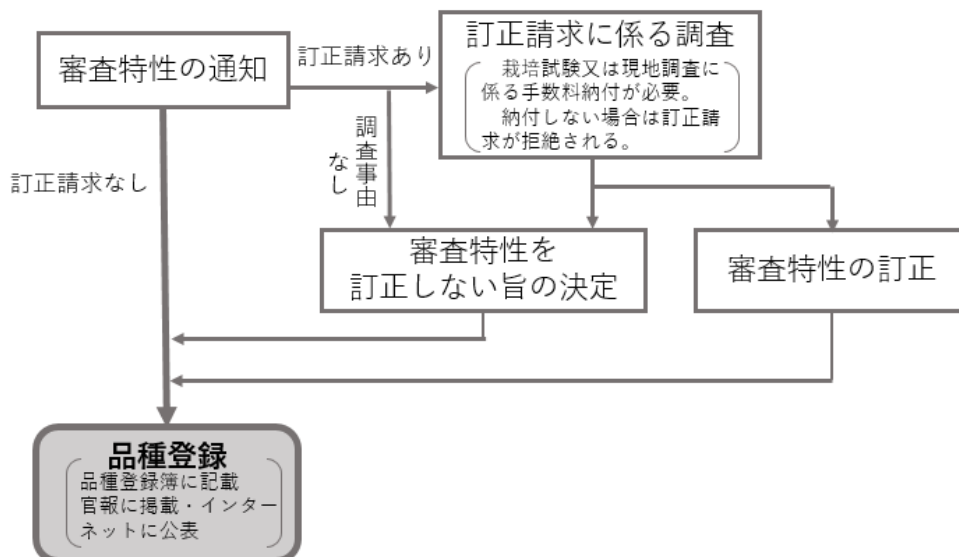
手数料を納付しない場合、訂正請求は拒絶され、特性表を訂正せずに品種登録されます。

- ⑤ 再調査の結果、出願者に通知した特性が事実と異なることが判明した場合には、訂正する旨が出願者へ通知され、特性表を訂正の上で品種登録されます。

事実と異なることが判明しなかった場合には、訂正が認められない旨とその理由が出願者に通知され、特性表を訂正せずに品種登録されます。

<注意点>

- 訂正請求時には、願書（説明書）に記載した特性が真実であることを証明する写真やデータの提出が必要です。
- 願書（説明書）に記載していなかった特性への訂正請求は認められません。
- 令和4年3月31日以前に出願された品種において、願書（説明書）に記載していなかった特性について訂正の請求が生じた場合は、知的財産課種苗室に事前にご相談下さい。



4-10-1 訂正請求書

通知された審査特性が事実と異なると思われる場合に、出願者から農林水産省へ審査特性の訂正を求めるために提出する様式です。

様式第七号の二（第十二条の二関係）			
審 査 特 性 の 訂 正 請 求 書			
		年 月 日	
農林水産大臣 殿			
出願者 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
代理人 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
種苗法第17条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり、審査特性の訂正を求めます。			
記			
1	品種登録出願の番号	第 号	
2	品種登録出願の年月日	年 月 日	
3	農林水産植物の種類		
4	出願品種の名称		
5	審査特性の通知の日付	年 月 日	
6	訂正の内容		
	(1)訂正事項		
	形質番号	形質名	特 性 出願品種の階級値（特性値）
	(2)訂正を求める理由		
7	添付書類の目録		
	出願品種の審査特性のうち訂正請求をする特性について、願書に記載した特性が事実であることを証する資料		

（訂正を求める理由 記載例）

「〇〇の形質について、通知された階級値は△△であったが、×年×月に□□の栽培環境下において自身が調査した際のデータでは☆☆であった。添付写真及び試作データからも☆☆であることが証明できると思われるため、再調査を求めます。」 など、詳細に記載してください。

4-11.品種登録

(1) 品種登録

- ① 審査の結果、品種登録出願について拒絶理由に該当しないと判断された場合には、品種登録がされます。品種登録により、登録品種についての育成者権が発生します。育成者権の最長存続期間は 25 年（果樹等の永年性植物は 30 年）となります。

（注）平成 10 年、17 年の種苗法改正により育成者権の最長存続期間が延長されていますが、品種登録された時の存続期間が適用されます。

- ② 品種登録は、品種登録簿に品種登録番号、登録年月日、農林水産植物の種類、品種の名称、品種の特性、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名、住所等を記載する方法により行われます。
- ③ 品種登録がされたときは、品種登録番号、登録年月日、農林水産植物の種類、品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名、住所等必要な事項が官報に公示されます。品種登録情報は品種登録ホームページにおいても公表されます。
- ④ 出願時に利用制限届出がされている場合には当該届出の内容も官報に公示されるとともに、品種登録簿にも当該届出の内容及び公示をした年月日が記載されます。また、当該届出の内容は品種登録ホームページにおいても公表されます。

(2) 品種登録を受けた者への通知等

- ① 品種登録がされたときは、品種登録を受けた者（育成者権者）にその旨が通知されます。
- ② 品種登録を受けた者は、1 年目の登録料を品種登録の公示がされた日から 30 日以内に農林水産省に納付しなければなりません。1 年目の登録料が期限までに納付されない場合には、その時点で品種登録が取り消され、育成者権は登録の時にさかのぼって消滅することとなり、仮保護期間の補償金請求の権利も発生しません。

5. 品種登録後の手続

5-1. 登録料納付

【御注意ください！】出願の時期によって登録料が異なります。

種苗法改正により、令和4年3月31日までに出願された品種と、令和4年4月1日以降に出願の品種とでは登録料の額が異なります。

自らの品種の登録料がどちらに該当するかを必ず御確認の上、納付金額に誤りのないよう十分に御留意ください。誤った金額で納付された場合、納付書を受理することができません。

<出願日が令和4年3月31日までの品種の登録料>

1～3年目	各年毎に	6,000円
4～6年目	〃	9,000円
7～9年目	〃	18,000円
10～30年目	〃	36,000円

<出願日が令和4年4月1日以降の品種の登録料>

1～9年目	各年毎に	4,500円
10～30年目	〃	30,000円

- ① 品種登録を継続し、育成者権を維持するためには所定の登録料を納付しなければなりません。所定の登録料を期限までに納付しない場合には当該品種登録は取り消され、育成者権は消滅します。
- ② 登録料は、品種登録料納付書に収入印紙を貼付する方法又は電子納付システムにより納付します。品種登録料納付書に貼付した収入印紙については農林水産省で消印しますので、絶対に消印はしないでください。
- ③ 登録料は、毎年各年分を納付するほか、数年分若しくは25年分（又は30年分）をまとめて納付することが可能です。
- ④ 2年目以降の登録料は、毎年その前年以前（例えば、令和4年1月15日に品種登録された品種の場合には、第2年目の登録料は令和5年1月15日までに、第3年目の登録料は令和6年1月15日まで）に納付してください。品種登録料納付書は、期限内に知的財産課種苗室必着となります。消印有効ではありませんので御注意ください。
- ⑤ 2年目以降の登録料は、納付期限までに登録料を納付しなかった場合であっても、納付期限後6ヶ月以内に登録料に加えて同額の割増登録料を追納（登録料と併せて倍額納付）すれば、登録を維持することができます。6ヶ月の追納期限を過ぎて登録料及び割増登録料が納付されなかった場合には、品種登録は取り消され、当該品種の育成者権は当該年の登録料の納付期間を経過した時点にさかのぼって消滅します。
- ⑥ 育成者権を維持するためには、育成者権者は、自らの責任で登録料の納付を行わなければなりません。登録料納付の通知は、初めて品種登録がなされた時だけ発送しますので、第2年目からの登録料の納付状況及び納付期限は育成者権者自身で把握・管理してください。
- ⑦ 品種登録料納付書の送付には書留類を利用してください。
- ⑧ 登録料の納付に際して領収書は発行しません。領収の確認が必要な場合には、品種登録料納付書の送付時に併せて品種登録料納付書のコピーと切手をちょう付した返信用封筒の同封があれば、品種登録料

納付書のコピーに受領済の表示をして返送します。

5-1-1.品種登録料納付書

登録料を収入印紙で納付する場合は、当様式に記載し下部の余白部分に納付額分の収入印紙を貼付します。

様式第十号（第十九条関係）	
品 種 登 録 料 納 付 書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
納付者 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
代理人 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
種苗法第 45 条の規定に基づき、登録料を下記のとおり納付します。	
記	
1	品種登録の番号 第 号
2	品種登録の年月日 年 月 日
3	農林水産植物の種類
4	登録品種の名称
5	納付年及び金額
	納付年 第 年目
	金額 円
	☐ 他法律の規定による登録料の特例規定の適用 法律名 確認書の番号
	☐ 種苗法第 45 条第 7 項及び第 8 項の規定による追納 金額 円
（ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。）	

（備考）種苗法第 45 条第 7 項及び第 8 項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、

「☐種苗法第 45 条第 7 項及び第 8 項の規定による追納」の☐に ☒ を付す。

5-2.育成者権の移転等の登録

- ① 育成者権は、相続等の一般承継、譲渡契約等による特定承継により他の者に移転することができます。特定承継による育成者権の移転は品種登録簿に登録しなければ効力を生じません。また、一般承継の場合には、遅滞なく移転登録を申請する方法によりその旨を農林水産大臣（窓口：知的財産課種苗室登録チーム。以下同じ。）に届け出てください。
- ② 品種登録簿には、専用利用権の設定、移転、変更等の登録をすることができます。
専用利用権の設定については、品種登録簿へ登録しなければ効力が発生しません。通常利用権の設定については、従前、品種登録簿に登録しなければ、通常利用権者は、その設定後、譲渡等によって育成者権等を取得した者に対抗することができませんでした。令和2年の種苗法の改正により、令和3年4月1日以降、通常利用権者は、品種登録簿に登録しなくても、譲渡等によって育成者権等を取得した者にも対抗することができるようになりました。これに伴い、通常利用権の登録制度は廃止されています。
- ③ 登録名義人の表示の変更又は更正の登録をすることができます。
品種登録後の登録名義人（育成者権者、専用利用権者又は質権者）の表示に変更が生じた場合（転居、改姓、社名変更など）に、品種登録簿上の表示を実際の正しい表示に合致させるため、又は品種登録簿の登録名義人の表示に錯誤や遺漏がある場合に、それを訂正や補完するために行う登録です。
- ④ 品種登録簿への登録の申請にあたっては、次の登録免許税がかかります。登録免許税額が3万円以下の場合には、申請書に相当額の収入印紙を貼付する方法により納付します（登録免許税額が3万円を超える場合には、銀行において相当額の登録免許税を先に国に納付し、申請書にその領収証書をちょう付します。）。

（登録免許税法別表第1－18 育成者権の登録（育成者権の信託の登録を含む。））

（一）育成者権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	育成者権の件数	1件につき3,000円 1件につき9,000円
（二）専用利用権の設定又は保存の登録	育成者権の件数	1件につき9,000円
（三）育成者権若しくは専用利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専用利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	専用利用権の件数 債権金額	1件につき9,000円 1,000分の4
（四）専用利用権の移転又は育成者権若しくは専用利用権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	育成者権又は専用利用権（以下「育成者権等」という。）の件数 育成者権者の件数	1件につき1,500円 1件につき3,000円
（五）信託の登録 イ 質権の信託の登録 ロ 質権以外の権利の信託の登録	債権金額 育成者権等の件数	1,000分の2 1件につき3,000円
（六）付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（五）までの登録に該当するものを除く。）	育成者権等の件数	1件につき1,000円
（七）登録の抹消	育成者権等の件数	1件につき1,000円

⑤ 登録の申請書

ア 育成者権移転等の登録は、申請書を農林水産大臣に提出して行います。提出の際には書留類を利用してください。

イ 申請書には、次の事項を記載します。以下の事項のほか、持分の記載等が必要な場合もあります。また、登録の原因を証する書面等必要な書面の添付が必要です。

- 1 申請の年月日
- 2 品種登録の番号
- 3 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称
- 4 申請書の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 5 代理人により登録を申請するときは、その氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 6 申請者が外国人であるときは、その国籍
- 7 登録の原因及びその発生年月日
- 8 登録の目的及び登録の目的が育成者権以外の権利に関するときはその権利の表示
- 9 添付書面の目録

ウ 次頁より、登録の申請書の主な様式例を示しますので、参考としてください。

5-2-1. 育成者権の移転登録申請書（様式例）

収 入 印 紙 （収入印紙は消印しないで下さい。） (9,000円 × 品種)	育成者権の移転登録申請書 年 月 日 農林水産大臣 殿 1. 品種登録の番号 2. 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称 農林水産植物の種類 登録品種の名称 3. 登録の目的 本育成者権の移転 4. 申請者 登録権利者 住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載） 登録義務者 住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載） 5. 登録の原因及びその発生年月日 年 月 日 譲渡 6. 添付書類の目録 （1）譲渡を証明する書類 1 通 （2） （3）
---	---

（備考）

- 1 収入印紙欄には、相当する登録免許税額の収入印紙を貼付し、（）内にその額を記載する。収入印紙は消印、汚損等しないこと。
- 2 代理人により登録申請するときは、代理をする登録権利者若しくは又は登録義務者の次に代理人欄を設け、その氏名又は名称及び住所又は居所を記載する。
- 3 品種登録規則第 13 条又は第 14 条（判決による場合に限る。）に基づき、登録権利者だけで申請する場合にあっては、「登録義務者（品種登録規則第 13 条の承諾書を添付。）」のように登録義務者の次に（）書いて、当該条項及びその内容を簡潔に記載する。
- 4 申請者が外国人である場合には、住所の次に国籍欄を設けて国籍を記載する。
- 5 登録の原因に持分の定めがあるときは、登録権利者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）の次に持分欄を設け、その持分を分数表記で記載する。
- 6 添付書面として登録の原因を証明する書面及び、代理人により登録を申請するときは、その権限を証明する書面を添付し、添付書面の目録の欄に当該書面を記載する。

5-2-2.育成者権の譲渡証明書（様式例）

譲 渡 証 明 書			
下記登録品種について、_____が有する種苗法に基づく育成者権を下記譲受人に譲渡したことに相違ありません。			
記			
1	品種登録番号		
	第 号		
2	登録品種の属する農林水産植物		
3	登録品種の名称		
4	譲渡年月日		
	年 月 日		
5	譲受人		
	住 所		
	氏 名		
	譲渡人	年 月 日	
	住 所		
	氏 名		印
(添付書類)			
1. 印鑑登録証明書（譲渡人）			

5-2-3. 専用利用権の設定登録申請書（様式例）

収入印紙

収入印紙は消印し
ないで下さい。

(9, 000円)

専用利用権の設定の登録申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

- 1 品種登録の番号 第〇〇〇号
- 2 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称
〇〇〇 〇〇〇
- 3 権利の表示 専用利用権
- 4 登録の目的 専用利用権の設定
- 5 申請者
登録権利者（利用権設定者）
住所
氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）

登録義務者（育成者権者）
住所
氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）
- 6 登録の原因及びその発生日
専用利用権設定契約の締結 〇年〇月〇日
- 7 設定すべき専用利用権の範囲
期間：〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで
内容：株式会社〇〇〇が行う登録品種〇〇〇に係る種苗の生産、調整、譲渡の申し
出、譲渡及びこれらのための保管の行為。ただし、生産地及び譲渡先は日本
国内に限る。
- 8 登録の原因に対価の額又はその支払の方法若しくは時期の定めがあるときは、その定
め
対価の額：
支払方法：
- 9 添付書面の目録
(1) 専用利用権許諾契約書の写し
(2)

1 通

(備考)

- 1 収入印紙欄には、相当する登録免許税額の収入印紙を貼付し、() 内にその額を記載する。収入印紙は消印、汚損等しないこと。
- 2 代理人により登録申請するときは、代理をする登録権利者若しくは又は登録義務者の次に代理人欄を設け、その氏名又は名称及び住所又は居所を記載する。

5-3.品種登録の取消しと育成者権の消滅

- ① 育成者権の存続期間は 25 年又は 30 年ですが、この存続期間内であっても、次の表の左欄に該当する場合には品種登録が取り消され、表の右欄の時点で育成者権は消滅することになります。

取消事由	育成者権の消滅時期
①育成者（その承継人）でない者が品種登録出願をした場合 ②区別性、均一性及び安定性を欠いていたのに品種登録がされた場合 ③未譲渡性の要件を欠いていた場合 ④共同出願の要件に反していた場合 ⑤後願の場合 ⑥育成者権の享有をすることができない外国人が品種登録出願をした場合 （法第 49 条第 1 項第 1 号）	品種登録の時にさかのぼって消滅
法定の期間内に第 1 年分の登録料が納付されなかった場合 （法第 49 条第 1 項第 4 号）	
品種登録後、育成者権者が育成者権を享有することができない者になった場合 （法第 49 条第 1 項第 3 号）	左記事由に該当するに至った時にさかのぼって消滅
第 2 年目以降の登録料について追納期間満了までに登録料及び割増登録料が納付されなかった場合 （法第 49 条第 1 項第 5 号）	本来の納付期間満了日の翌日にさかのぼって消滅
品種登録後、均一性又は安定性の要件を備えなくなったことが判明した場合 （法第 49 条第 1 項第 2 号）	取消時に消滅
登録品種の特性を調査するための資料の提出を命じられた者が正当な理由なく命令に従わなかった場合 （法第 49 条第 1 項第 6 号）	
登録品種の名称変更命令を受けた者が正当な理由なく従わなかった場合 （法第 49 条第 1 項第 7 号）	

- ② 登録料の不納付以外の理由による品種登録の取消しにあたっては、行政手続法の規定に基づき事前に聴聞（行政庁の職員等が主宰し、当事者が出席の機会を得て意見を述べる手続。）が行われます。

5-4.品種登録後の代理人等の変更

品種登録後に代理人や文書送付先の変更等があった場合は、速やかに届出をしてください。

（『4. 出願受理～品種登録編』4-8-5～4-8-9（64頁～68頁）を参考としてください。様式は品種登録ホームページに掲載しています。）

6. 品種登録に関する証明等の請求

何人も、農林水産大臣に対し、品種登録出願等に関する証明や登録簿の謄本の交付、願書閲覧・謄写等を請求することができます。請求可能な事項とその手数料は下表のとおりです。

	請 求 事 項	手 数 料
一	品種登録出願及び登録品種に関する証明	一件につき 1,500 円
二	品種登録簿の謄本若しくは抄本の交付	一件につき 350 円
三	品種登録簿の閲覧又は謄写	一件につき 220 円
四	願書又はこれに添付した写真その他の資料の閲覧又は謄写	一件につき 1,100 円

品種登録簿又は願書等の謄写の請求は郵送により請求できます。なお、謄写の請求を郵送で行う場合は、返信用の封筒に切手を貼り、宛先を記載したものを同封してください。

閲覧の請求については、請求後、閲覧を認める期間が農林水産省から通知されますので、その期間に農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室において閲覧することができます。

請求は、次頁からの様式例により行います。

○ 品種登録出願に関する証明の請求書（様式例）

品種が出願されていることの証明を請求する場合に、収入印紙 1,500 円分を貼付して提出してください。

品種登録出願に関する証明の請求書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
請求者 〒 住 所 氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
種苗法第 5 3 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。	
記	
1. 品種登録出願の番号	
2. 出願品種の名称	
3. 請求事項 本品種が品種登録出願されていることの証明	
4. 手数料 金額 円	
(ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。)	
*1件につき1,500円	

<品種登録出願に関する証明とは？>

請求のあった品種が出願されていることを証明する農林水産大臣名の証明書に、品種登録願（願書）の全体（印影など、公表されているもの以外の個人情報につながる情報を除く）のコピーを添付して交付します。

用途の例：外国出願を考えている品種について、日本国内で出願している旨の証明が必要な場合
 仮保護期間にあることの証明が必要な場合 など

○ 登録品種に関する証明の請求書（様式例）

登録品種であることの証明を請求する場合に、収入印紙 1,500 円分を貼付して提出してください。

登録品種に関する証明の請求書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
請求者 〒 住 所 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
種苗法第 5 3 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。	
記	
1. 品種登録の番号	
2. 登録品種の名称	
3. 請求事項 本品種が登録品種であることの証明	
4. 手数料 金額 円	
(ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。)	
*1件につき1,500円	

<登録品種に関する証明とは？>

請求のあった品種が登録されていることを証明する農林水産大臣名の証明書に、品種登録簿全体のコピーを添付して交付します。

用途の例：請求のあった品種が登録されていることの証明が必要な場合 など

○ 品種登録簿の謄本交付請求書（様式例）

品種登録簿の謄本を請求する場合に、収入印紙 350 円を貼付して提出してください。

品種登録簿の謄本交付請求書		
年 月 日		
農林水産大臣 殿		
請求者 〒 住 所 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
種苗法第 53 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。		
記		
1. 品種登録の番号		
2. 登録品種の名称		
3. 請求事項 品種登録簿の謄本の交付		
4. 手数料 金額 円		
(ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。)		
*1 件につき 350 円		

※ 抄本の交付申請書は品種登録ホームページに掲載していますので、御確認ください。

< 品種登録簿の謄本とは？ >

品種登録簿全体を原本と相違ない旨を農林水産大臣名で証明します。

< 品種登録簿の抄本とは？ >

品種登録簿の一部を原本と相違ない旨を農林水産大臣名で証明します。

用途の例：登録されている品種の育成者、特性、育成者権者、専用利用権、信託権など品種登録簿の記載事項の内容証明を行う場合

○ 願書の閲覧・謄写請求書（様式例）

品種登録願（願書）・説明書・その他添付書類一式の閲覧又は謄写の請求をする場合に、収入印紙1,100円分を貼付して提出してください。

願書の閲覧・謄写請求書		
年 月 日		
農林水産大臣 殿		
請求者 〒 住 所 氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
種苗法第53条の規定に基づき、下記のとおり請求します。		
記		
1. 品種登録出願の番号		
2. 出願品種の名称		
3. 請求事項 願書及び願書の添付資料の閲覧・謄写 (※ 閲覧又は謄写に○印を付けてください。)		
4. 手数料 金額 円		
(ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。)		
*1件につき 1,100円		

※ 請求する品種が登録品種の場合は、「品種登録出願の番号」を「品種登録の番号」と、「出願品種の名称」を「登録品種の名称」としてください。品種登録ホームページに様式を掲載していますので御確認ください。

<願書の閲覧・謄写とは？>

請求のあった品種の願書全体（印影など公表されているもの以外で個人情報につながる情報を除く）の閲覧又は謄写の請求をすることができます。

用途の例：出願公表されている品種についての育成の経過や特性値、写真などの情報の確認が必要な場合

○ 品種登録簿の閲覧・謄写請求書（様式例）

品種登録簿の閲覧又は謄写を請求する場合に、収入印紙 220 円を貼付して提出してください。

品種登録簿の閲覧・謄写請求書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
請求者 〒 住 所 氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
種苗法第 53 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。	
記	
1. 品種登録の番号	
2. 登録品種の名称	
3. 請求事項 品種登録簿の閲覧・謄写 (※ 閲覧又は謄写に○印を付けてください。)	
4. 手数料 金額	円
(ここに収入印紙をちょう付すること。収入印紙は消印しないでください。)	
* 1 件につき 220 円	

< 品種登録簿の閲覧又は謄写とは？ >

請求があった品種の品種登録簿全体の閲覧又は謄写の請求をすることができます。

用途の例：登録されている品種についての育成者、特性、育成者権者、専用利用権、信託権などの
情報を確認が必要な場合

MAFF